

くらしフェスタむさしの2023

(第45回武藏野市消費生活展)

かわる時代 かわる暮らし

～コロナを超えて～

主催：くらしフェスタむさしの2023実行委員会

くらしフェスタ東京 2023
東京都消費者月間協賛事業



くらしフェスタむさしの2023 (第45回武蔵野市消費生活展開催にあたって)

戦後78年を迎えた今年は、関東大震災から100年の年でもあります。コロナによる行動制限も終わり、街は賑わいを取り戻しあげているようです。しかし、地球規模の気候変動、ロシアのウクライナ侵攻と、それにともなうエネルギーや食料問題など、数えきれない課題がわたし達を不安にしています。

世界史に残るであろうこの4年間から「コロナ後の社会をどのように築いていくのか」、困難に満ちた中でも「誰ひとり取り残さない」世界をめざす為に私たち一人ひとりの取り組みが問われています。

今年の「くらしフェスタむさしの」のサブタイトルは「コロナを超えて」です。粘り強く一歩一歩、力を寄せ合い進んで行きましょう。

<今年度のイベント>

◎公開講座 「わたしたちの食を考える～食料自給率と食料危機～」

講師：石丸亜矢子氏（一般社団法人 循環型経済研究所 代表理事）

◎体験教室

- ・おしゃれなメッセージカード with ティーバッグ
- ・使用済みの封筒を使ったペンケース
- ・飲み物の糖分を測ってみよう
　果物とジュースなどの糖度を測ってみよう

おわりに、いまも苦難の中にある方々のことを忘れずに、毎日を暮らしていきたいと思います。

2023年10月6日
くらしフェスタむさしの実行委員会
委員長 深井信子

目次

1.	独歩の森—ナラ枯れから再生へ—	1
	《NPO 法人 市民まちづくり会議・むさしの》	
2.	ようこそcopeぼうさい塾へ	5
	《copeみらい 地域クラブ 武藏野のんちゃんクラブ》	
3.	「和牛ブランド」の消滅の危機から考える	15
	～「牛肉」の表示を知る～	
	《さつきクラブ》	
4.	消費者運動 50 年のあゆみ	27
	《武藏野市消費者運動連絡会》	
5.	終活互助 ～パート3 相続・贈与編～	33
	《地域サロン「ぶらっと」》	
6.	食料自給率向上のために消費者も行動を	41
	《新日本婦人の会 武藏野支部》	
7.	くらしフェスタむさしの 2023 実行委員会から	45
	《くらしフェスタむさしの 2023 実行委員会》	
8.	参加団体紹介	51
9.	参加団体の活動内容	52
10.	実行委員会の記録	54
11.	くらしフェスタむさしの 2023 チラシ	55

どつぽ もり 独歩の森 ~ナラ枯れから 再生へ~

NPO法人市民まちづくり会議・むさしの
武蔵野の森を育てる会

1. 独歩の森とは？

独歩の森は境4丁目であり、市立 境山野緑地^{さかいさんやりょくち}の約半分を占めています。明治の文豪・国木田独歩の作品『武蔵野』にゆかりがあるので、このように呼ばれています。

独歩の森は江戸時代からつづく雑木林で、およそ80年前までは農家の方が薪をつくったり落ち葉を集めて腐葉土にしたりして利用していました。その後は雑木林としての利用が無くなつたので、今では全体が高木化しています。

主な木は、コナラ、クヌギ、イヌシデ、アカシデ、ムクノキ、シラカシ、ケヤキなどです。

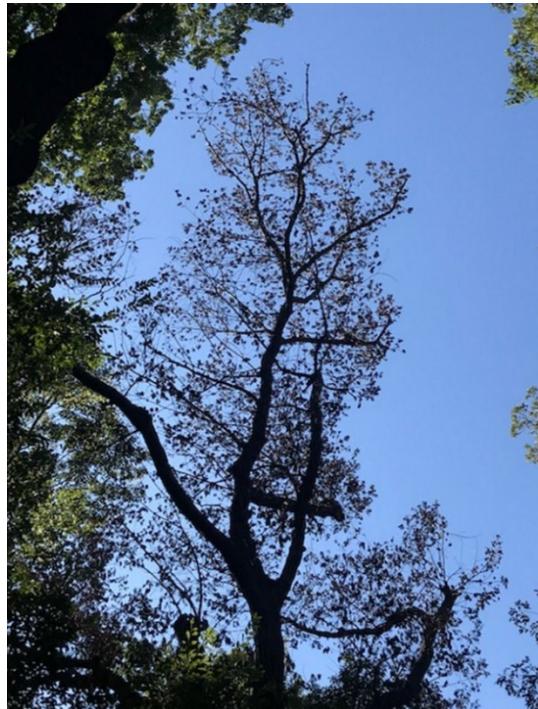


独歩の森(2019年7月)

2. ナラ枯れの衝撃

2020年、その独歩の森を「ナラ枯れ」がむしばみ始めました。これは、カシノナガキクイムシ（以下、カシナガ）という米粒ほどの小さな虫がコナラなどに大量に入り込み、ナラ菌を木の中で繁殖させて水の吸い上げを阻害することにより、木が枯れてしまう現象です。ナラ枯れによって、独歩の森では30本余りあったコナラが2021年夏には16本も枯れてしまいました。

コナラが次々と枯れていきました。 →





カシナガが大量に入るので、フラス(木くず)が根元にたまります。



落ち葉の季節でもないのに、冬枯れのような光景です(独歩の森の西側から撮影)。

3. 地域フォーラムの開催

「これは大変だ」ということで、地元の西部コミセンでは同年10～11月に4回連続の地域フォーラム「独歩の森のナラ枯れを考える」を開催し、対策をみんなで考えました。第1回「独歩の森の現状を見る（現地見学会）」、第2回「ナラ枯れについて知る（専門家による講演会）」、第3回「みんなで情報共有（ワークショップ）」、第4回「パネルディスカッションと会場を交えた意見交換会」を行い、第4回には緑のまち推進課の課長さんにもご登壇いただきました。

4. 雜木林の再生への着手

そして2022年2月、武蔵野市の事業としてナラ枯れがひどかった区域（約400m²）の木をまとめて伐採し、その後に70人の市民がコナラとクヌギのドングリ（673個）を播きました。こうして、市民参加で雑木林の再生が始まりました。



伐採した区域に 70 人の市民が結集し、みんなでドングリを播きました。



ドングリを播いたあと、静まり返った再生地。地中では発芽への準備が着々と…。

明るくなった再生地には、多様な植物が元気に生えてきて、昆虫や鳥などの生き物も集まってきた。生物多様性の貴重な空間の誕生です！



高木を伐採したら明るくなつたので、早速タチツボスミレが開花しました。



モズのつがいがやってきて、エサとなる虫を探しています。

そして、同年春には播いたドングリの約5割が発芽し、その後も順調に育っています。元々は生い茂る高木が林床（林の地表の部分）への日照を遮っていたため、地面は草も生えない裸地でしたが、今では草と多くの幼木で覆われています。そこには、バッタをはじめさまざまな生き物が棲むようになりました。



コナラの幼木



クヌギの幼木



草と幼木で覆われた再生地。



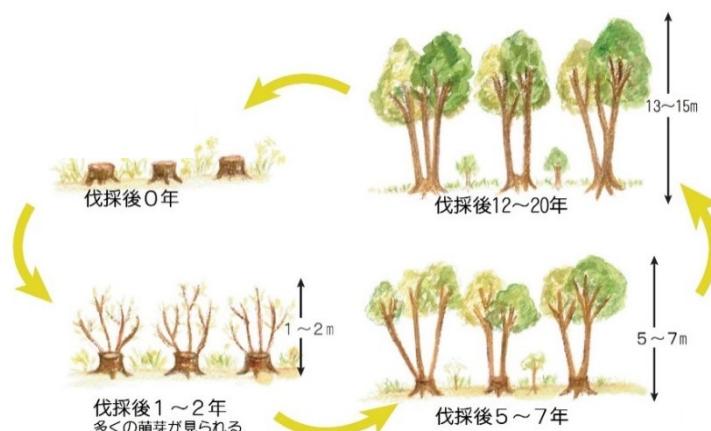
左が元からある高木林(裸地状態)、右が緑豊かな再生地。

5. 持続可能な雑木林にするために

今後、この再生地にはコナラ、クヌギを中心とする多様な植物が育ち、雑木林としての生態系が根付いていくでしょう。しかし、そのまま放置して高木化が進むと、またナラ枯れに襲われるかもしれません。なぜなら、カシナガは太いコナラやクヌギを好むからです。

実は、昔の雑木林は10~20年のサイクルで伐採して薪や炭を確保していました。切り株から芽（萌芽）が出て、また元の状態に戻るので。萌芽を育てて林を更新していくことから、このような方法を萌芽更新と呼びます。ひどく高木化（大木化）する前に伐採するので、カシナガはほとんどいなかったそうです。

現代にくらす私たちは、こうした先人の知恵に学びながら持続可能な雑木林を実現し、次世代へとつないでいくことが大切ではないでしょうか。



萌芽更新のサイクル（環境省『里地里山保全再生計画作成の手引き』(平成 20 年)より)

【参考】ナラ枯れに関する基本知識は、独立行政法人 森林総合研究所 関西支所『ナラ枯れの被害をどう減らすか—里山林を守るために—』に分かりやすくまとめています。

https://www.ffpri.affrc.go.jp/fsm/research/pubs/documents/nara-fsm_201202.pdf

⇒こちらから閲覧できます。





ようこそ コープ防災塾へ

コープみらい 地域クラブ
武藏野のんちゃんクラブ

およそ11万人もの死者と行方不明者を出した1923年の関東大震災から100年になります。

コロナが2類から5類に変わって、街には賑わいが戻ってきていますが、いつ地震が起こっても不思議ではありません。

地震では、まず命を守るための備えをすることが一番ですが、助かった後に電気・ガス・水道などのライフラインの供給が停止した場合に備えて、前もって準備しておかなければなりません。

のんちゃんクラブでは、“無理なく、無駄なく、普段のくらしの中で出来る防災”の工夫を伝えてきました。

令和4年2月に武蔵野市と市民防災協会が行った「市民防災意識報告書」(回答者5,520名)でも、自宅が安全ならライフラインが停止した場合でも在宅避難をしながら生活すると、およそ90%の人が答えています。

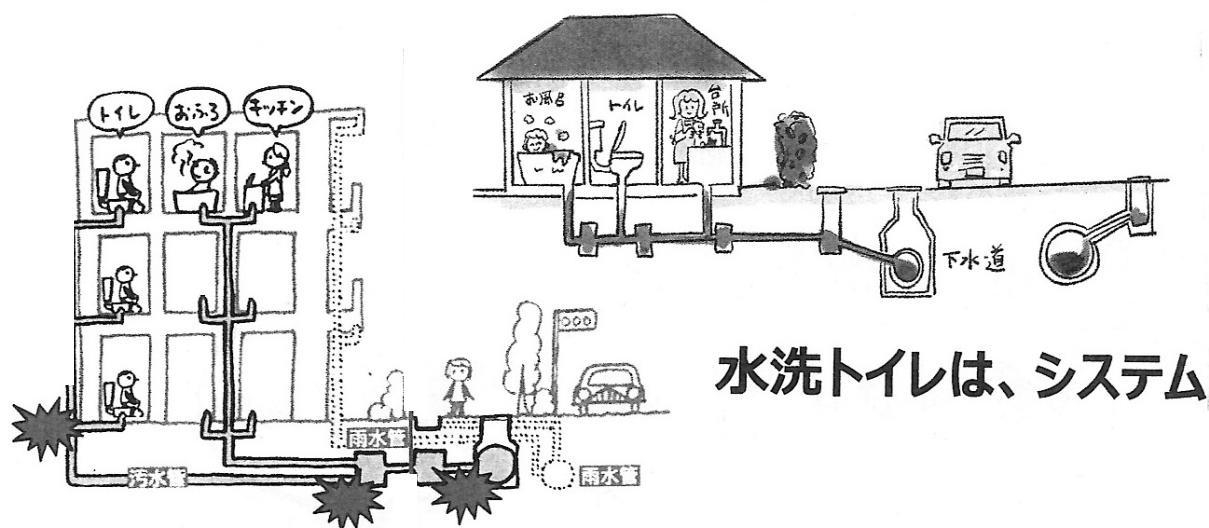
家庭内備蓄の状況を見ると、3日分以上の備蓄をしているのは、食料72.3%、飲料水58.5%となっています。これに対し、携帯トイレは32.5%、カセットコンロ用カセットボンベは44.1%にとどまり、「用意していない」が3割台と比較的多くなっています。(飲料水は1人1日3ℓ。携帯トイレは1人1日5回。カセットコンロ用カセットボンベは1本の燃焼時間を強火1時間として計算)

携帯トイレの内訳を見ると、「3日分以上」が32.5%、「用意していない」が36.4%、「7日以上」が6.6%でした。

命と尊厳に関わるトイレ問題の大切さが認識されていないことは困ったことです。在宅避難なら、なんとなくトイレは大丈夫と感じている人が多いかもしれません。しかしながら、災害時のトイレ問題に必要な知識を持ち、エコノミー症候群等で健康を損なわないようにすることは、とても大切なことです。

そこで今回は、いざという時、無理なく家庭で出来るトイレの備えについての情報をお知らせします。

自宅のトイレについて考えてみよう



水洗トイレは、システム

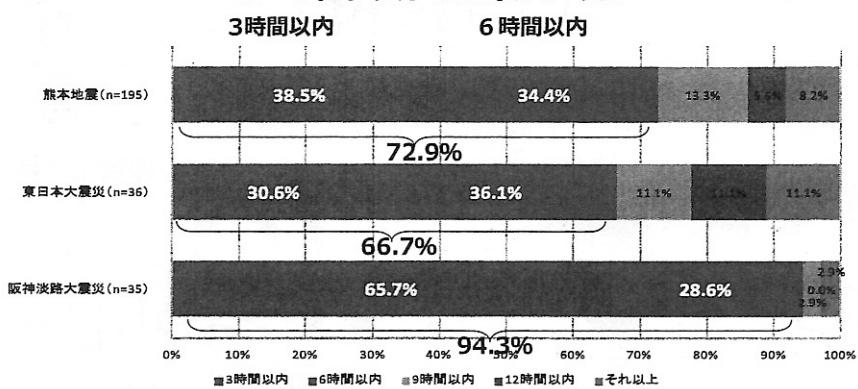
※ 汚水管や雨水管は、建物から地面につながっています。

災害時に、トイレ・お風呂・キッチンから水を流した時に、汚水管に亀裂が入っていたら……。階上の天井から汚水が落ちたり、地面に染み出した汚水で衛生状態が悪くなったり、環境に悪い状態を作ってしまいます。

特に、マンション等の集合住宅では、すべての世帯で意識しなければなりません。

地震後、何時間でトイレに行きたくなったか？

6時間以内に約7割



水や食料より早く必要

トイレは我慢できない！ 阪神・淡路大震災の時、避難所のトイレは排泄物で汚れ、床や手洗い場のシンクまで排泄物だらけになったということです。トイレに行きたくないため水分を控え、体調を崩した人も多かったといいます。

メディアなどでもあまり報道されず、被災者も話にくかったため、このことは今でもあまり知られていません。



※ 必ず やっておくこと

- ① 家族でトイレについて話しませんか?
 - ② 携帯トイレを準備しておきましょう
 - ③ 災害時には、真っ先に携帯トイレをつけましょう
- 集合住宅に住んでいる人、みんながトイレのことを意識することが大切です。

※ のんちゃんクラブでは、ネコ砂を使った携帯トイレをおすすめしています。

3・II 後 を生きる

「ネコ砂」で簡易トイレ



防災・危機管理ジャーナリスト
濱辺 実さん

わたなべ・みのる 1951年生まれ。35年以上にわたり、国内外の被災地を取材し、防災対策の提言を続ける。株式会社まちづくり計画研究所代表取締役所長。「都市住民のための防火読本」「高層難困民火災避難教科書」など著書多数。

「ね」せんコ砂は、そ
す。そ
れをかたまつし、便
袋をかたます前

「そん。そつちう。
砂は、吸水・漏水
す。そして、
地震後まことに
たきつて、いる小
し、便器に燃え
袋をかぶせます
たす前にスコッ

使用するネコの
選びます。(ベ

使い方

- ① 便座をあげ、ゴミ袋を
2枚かぶせて戻す。
(簡易トイレは
セット)

- ② 用を足す前にスコップ
1～2杯のネコ砂を入れる。使用後さらに1～
2杯ネコ砂をかける。

- ③ 内側の袋がいっぱいになったら袋の口を堅く結び、トイレに保管。

- ◎ 使用済みのペーパー・尿・便は、分けて保管し、自治体の収集が始まったらルールに従って出す。

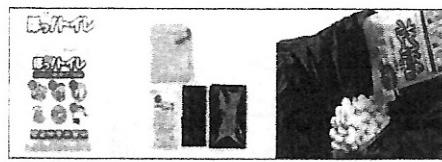
実際に使ってみました

- ・ 尿はネコ砂に吸収され固まりました。においも抑えられ、許容範囲内と言えると思います。
 - ・ 便は、やはり尿よりもおiga強いので、別の袋を使うなど工夫が必要かもしれません。しかし、被災して水が使えない時には充分役に立つと思われます。
(使ってみたのは8月中)

携帯トイレ



株式会社総合サービス



株式会社エクセルシア



クリロン化成株式会社



株式会社ケンユー

災害用トイレガイド 出典：災害用トイレガイド www.toilet.or.jp/toilet-guide/
特定非営利活動法人日本トイレ研究所

- ※ 携帯トイレは、凝固剤と排便袋がセットになっている“防災セット”が代表的で、便と尿をいっしょに固めてくれ、消臭機能もあるが、1回分が100円以上と割高。
(凝固剤＝高分子ポリマー。水分を吸収して外に出しにくい。紙おむつ・生理用ナプキン・ペット用シーツや保冷剤・冷却シートにも使われている)
- ※ 携帯トイレの必要数は、1人1日5回分と考える。
家族の人数×5回×最低7日分 4人家族では、140回分が必要。
(上下水道の回復は、ライフラインの中で最も遅く、30日以上かかると言われている)
- ※ 携帯トイレといっしょに備えておきたいもの
トイレットペーパー、おむつ(大人用・子ども用)、尿取りパッド、生理用品(シニア女性は、軽度尿吸收製品も)、サニタリーボックス、ウェットタオル、お尻ふき、手指消毒液、トイレ洗浄剤、ビニール手袋、ポリ袋、清掃道具、消臭剤、塩素系漂白剤等
- ※ 特に、トイレットペーパーは普段から多めにストックしておく。以前、国はトイレットペーパーの大規模備蓄を検討したが、製紙会社の所在地が南海トラフ地震発生予想地域に集中していることなどから断念している。避難所でもトイレットペーパーは48ロールしか備蓄されていないので、必ずトイレットペーパーを持参すること。
最近は、250mの長巻きのものが発売されているので、場所をとらずに備蓄できる。

試してみました

災害時に携帯トイレとして使えるものの特徴と、吸収させた時の様子をまとめてみました。

① 凝固剤（高分子ポリマー）と蓄便袋のセット

- ・尿と便をいっしょに固めてくれるので使いやすい。吸水させてみると、固まって プルプルしない。吸水量は、250cc 位。
- ・消臭機能あり。
- ・高価なのが難点（1回分 100 円以上）。便の時だけ使い、尿は他のものを利用するのもよいと思う。

② 大人用おむつの尿取りパッド

- ・規格では、尿1回を 150cc と計算することになっている。
2回用から6回用までメーカーによっていろいろある。
- ・消臭機能あり。
- ・非常時に外出しなければならない時にも使える（特に女性）。

③ ペット用シーツ

- ・スーパーや薬店でおいているのは、主に小型犬用のレギュラーサイズ。
(35cm×44cm 新聞紙の約 1/2 の大きさ) 吸水量は 200cc まで。
- ・消臭機能あり。
- ・大型犬用のワイドサイズは、バスタオルの代用や赤ちゃんの体洗いの水受けにも使える。
(ワイドサイズ 40cm×60cm、スーパーワイドサイズ 60cm×90cm)

④ 新聞紙

- ・紙媒体を購読している人は減っているし、以前はキャンプなどでいろいろ利用されていたが、実用的ではない。
- ・消臭機能なし
- ・水を吸うと、とても重くなる。

⑤ ネコ砂（紙系で燃やせるもの）

- ・消臭機能あり。
- ・使用後にネコ砂をかけると、次の人が使いやすい。
(便は、ペット用シーツをセットし、別に保管する)

★ 注意すること

- ・ 尿・便・使用済みのペーパーは、分別して保管する。
- ・ 消臭ポリ袋は、必ず用意しておく。高分子ポリマーの凝固剤だけで販売されているものにも、忘れずに用意しておく。(中身が見えにくい色になっている)
- ・ ネコ砂の場合は、便はペット用シーツなどを使い、消臭ポリ袋に入れて別に保管する。
- ・ 凝固剤とネコ砂以外は、水分を吸収すると意外にプルプルする。

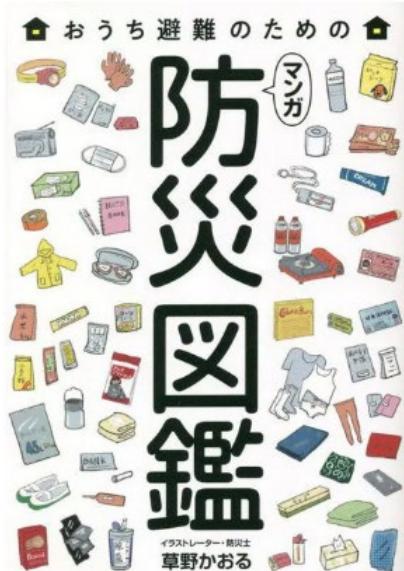


災害時に役に立つ情報の本を2冊紹介します

★ “おうち避難のための マンガ 防災図鑑”

イラストレーター・防災士 草野 かおる
(飛鳥新社)

知りたい項目のページを開くと、
イラストとマンガで具体的に知ることができます。
自宅で必要な備えが、ひとつずつ
実行していくお役立ち本です。



★ 浸水被害から生活再建の手引き（冊子版）

“水害にあったときに” 震災がつなぐ全国ネットワーク編

作成：震災がつなぐ全国ネットワーク
(認定特定非営利活動法人 レスキューストックヤード内)

〒461-0001 名古屋市東区泉 1-13-34

TEL 052-253-7550 FAX 052-253-7552

震つな公式アドレス

office@shintsuna.org

震つなブログ

<https://blog.canpan.info/shintsuna/>

被災後の心の対応、必要な手続き、
家屋の片付けと掃除、生活再建の
体験談まで、知っておくべき情報が満載。



＜参考資料＞

- ・ 災害時の一回りごと「ト・イ・レ」を考える
コープ災害ボランティアネットワーク
中野区社会福祉協議会 共催オープン講座
特定非営利活動法人 日本トイレ研究所 松本 彰人 氏
- ・ おうちの避難のための マンガ防災図鑑 草野 かおる (飛鳥新社)

裏面も
ぜひ見て下さい！

~~速報!!~~ 組合員の皆さんへ…!!

阪神大震災の被災者の方へ援助の手を…!!

死者 5千人以上の犠牲者を出し、戦後 最大の大被害をもたらした 阪神大震災を 皆さんも TVのニュースや新聞等で 十分ご承知のことと思います。この 被災地で 私は生まれ、13年間 少女時代を過ごした 思い出の町です。地震から 4日目の 21日(土)、私は 家を失った 11歳の避難先へ 水や食料等を リュックにいはぎ 積めて 約25kmの道のりを歩いてきました。誰でもいいから 困っている人に分けてあげて… といって 渡してきましたが、約30万人といわれる いる家を失った人々に ゆき渡る はずが ありません。ヘソクリを使い果たして 義援金につきこみました が ほんのわずかしか できない自分が情けなくなります。

京都に戻って 私は 色々と考えました …。

私も 神戸を救うために 何かしたい…！ 神戸を救うために 私には何ができるか…を。ボランティアに 参加した 11月と 小さな子供がいて できまいし、被災者の 子供たちを 家に受け入れるだけの 広い家にも 住んで いきたいし …。

そこで 私は、21日に行った 被災地が TV・新聞の報道以上に 悲惨な状態であるということを 皆さんに わかってもらおうと イラストマップを作りました。

少しでも はやく 皆さんに見てもらおう！ と 急いで 描いたので、かより難で 地図も 正確でなく まちがいもあるかも しれませんが、どうか ご了承下さい。

これを見て 少しでも 多くの人たちが 義援金 援助に ご協力して下さる様願っています。被災地が はやく 元の町に戻れるように、被災者の方々が はやく 元の暮らしができる ように 心から、祈って あります。

〈昨年度市原野運営委員

〉

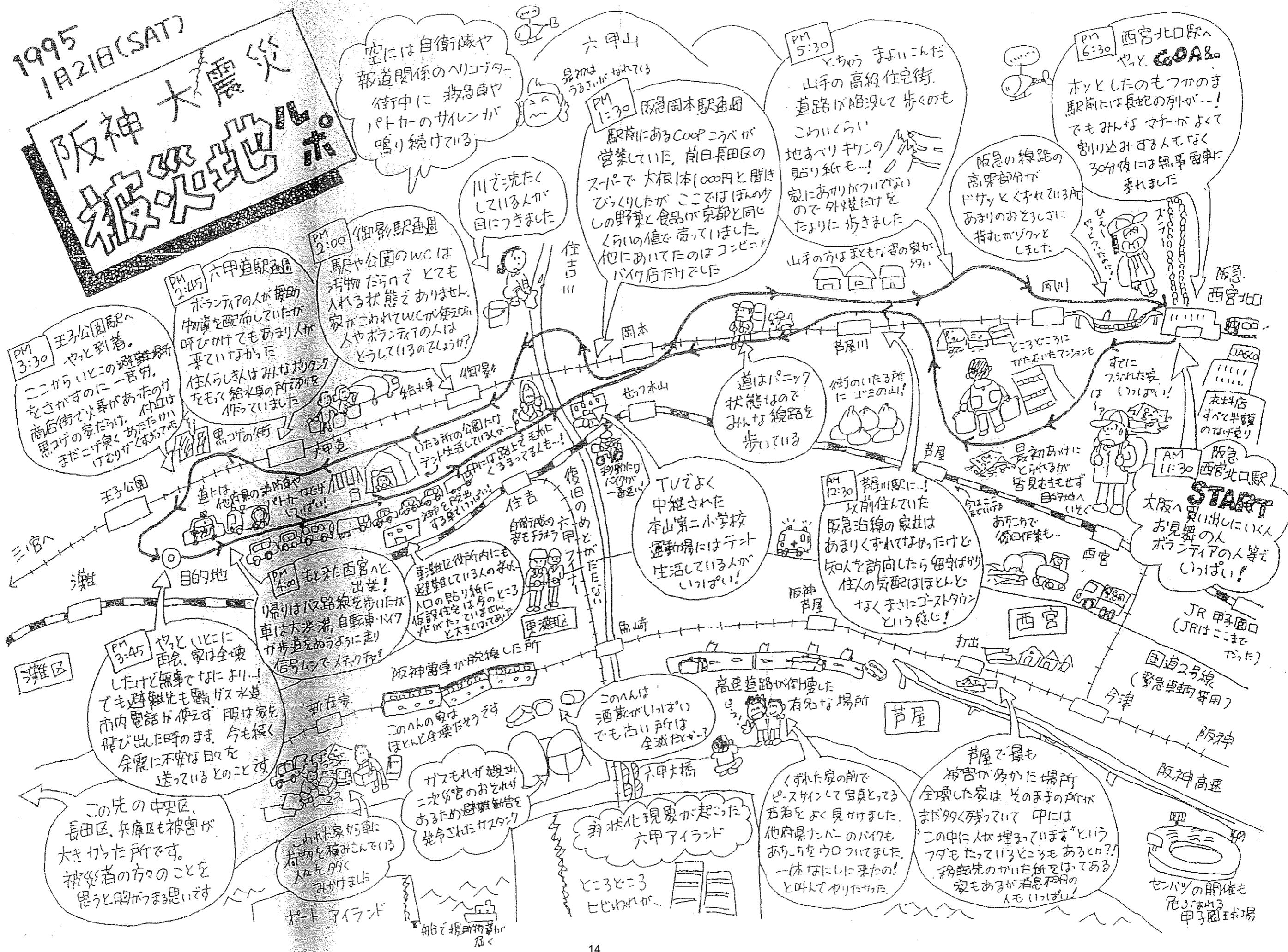
COOP だより

被災地へ行った時、COOPこうべが くずれている 店舗の横のガレージ内で懸命に 食料品等を 売っておられていたのを見て 胸が熱くなりました。COOPの力はすごいなと 感動しました…!!

支援物資を送られる方は、ミネラルウォーター、
ウェットティッシュ、すぐ食べられる食料品、食器、
衣料品(特に子供の)、生理用品、紙オムツ
(大人用のも)、雨具等が不足しているそうです。
ご協力 お願いいたします!

義援金の受付けは
郵便局で無錫で送れます!

(口座番号)



「和牛ブランド」の消滅の危機から考える ～「牛肉」の表示を知る～

さつきクラブ

はじめに

「地元が誇る“和牛ブランド”がなくなるかもしれない」消滅の懸念 2023/1/16

昨年2022年夏に、島根県西部の畜産関係者から聞いたことがあります。『ブランドがなくなる』とはどういうことなのか？もう食べられないってこと？背景を取材すると島根県でも世界の”食”の秩序を揺るがすウクライナ危機の影が見えてきた。（NHK松江放送局より）

この記事に私はショックを受けた。「牛肉」の好き嫌いではなく、また国産肉、輸入肉という問題でもなく、これから「牛肉」の行く末に关心を持った。この事実を知ると同時に「牛肉」の表示について、しっかり把握しておかなければなければならない。

どのような商品を購入するか、迷うことが多い。ここで、消費者として「牛肉」の表示をあらためて学習する。

I ブランドの消滅が懸念 (NHKの報道より)

今までの様子

ブランドの消滅が懸念されているのは、島根県を代表する特産品「石見和牛」。県西部を中心に年間200頭ほどが飼育され、昨年度の売り上げは総額で1億1000万円あまりである。ふるさと納税の返礼品としても人気で、全国各地に多くのファンを抱えるブランド牛である。

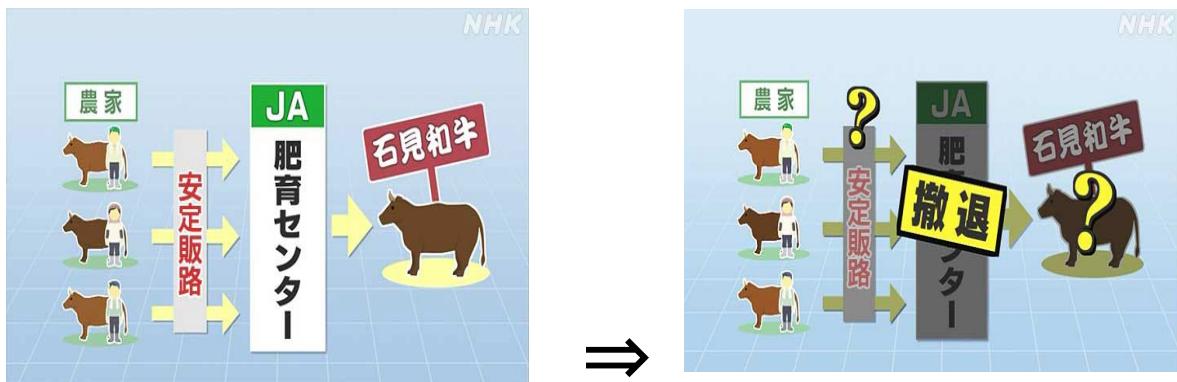
県西部・邑南町にあるイタリアンレストランは、月に100件以上の予約が入ることもあるという人気店。看板メニューの1つが、炭火でじっくりと焼き上げた石見和牛のステーキだ。肉は一瞬でとろけ、上質な甘みとうまみが口の中に一気に広がるという。料理長からも「店にとって“欠かせない存在”と太鼓判を押されたステーキである。

ところが ウクライナの危機と円安で状況が一転した。

地元の JA しまねが打ち出したのは、「和牛肥育事業」から撤退するという方針だった。

「和牛肥育事業」とは

島根県内では、JA が 5 か所で「肥育センター」という施設を運営している。その肥育センターが、県内各地の畜産農家から子牛を買い取って育て上げ、出荷するまでを一括して行ってきた事業である。



JA は 40 年以上この事業を続けてきたが、一方で、この事業は長年の赤字に苦しんできた。建物の老朽化が目立ち、更に状況を悪化させたのは去年 2 月に勃発したロシアによるウクライナへの軍事侵攻だ。穀物の一大生産地であるウクライナの情勢不安によって、畜産に欠かせない飼料価格が高騰し、経営をさらに圧迫した。

円安が急速に進んだことも価格高騰に拍車をかけ、JA は事業からの撤退方針を発表するという事態に追い込まれた。仮に JA が事業から完全に撤退することになれば、JA の肥育センターが育てることで成り立っていた前提条件が崩れ、石見和牛というブランド自体も消滅してしまうおそれがあるのだ。(上図参照)

畜産農家としては

正直、JA としても思い切りのいる決断だったと思う。

「ウソだろうと思った」と語るのは、県内有数の石見和牛の産地、県西部・美郷町で畜産農家を営み、祖父の代から 70 年以上畜産業を営んでいる方である。今は 9 頭の牛を飼育している。牛舎の掃除に牛の餌やりと、朝 6 時から夕方 6 時までの重労働をしている。

過疎や高齢化による後継者不足もあって、県内の畜産農家は衰退の一途をたどり、飼育する子牛の数も半減した。「JA には JA の事情があると思うが、肥育センターあつての石見和牛である。後継者がどうなるかは分からないが、自分が元気な間は畜産業を続けていきたい。できることなら、JA には事業を継続してほしい」とのコメントがあった。

今後の取り組み

石見和牛を売り出している邑南町の肥育センターについては、運営を引き継ぐ新たな事業者の公募を進めていて、ことし3月をめどに事業者を見つけていたとしている。しかし、本当に後継事業者が見つかるのか、今までどおりの品質は保証されるのか、何より、石見和牛というブランドを維持できるのか、先行きは不透明なままである。培ってきた地域ブランドが消滅すれば地域経済が成り立つ前提条件が失われるという危うさだった。

このような問題は島根県だけではなく、全国各地のどこでも起こりうる問題ではないかと強く感じた。飼料を独自に作り出していく工法も続々登場している。費用が掛かるが、このブランド牛を継続の意向が見られつつある。

II 皆さんのアンケートから

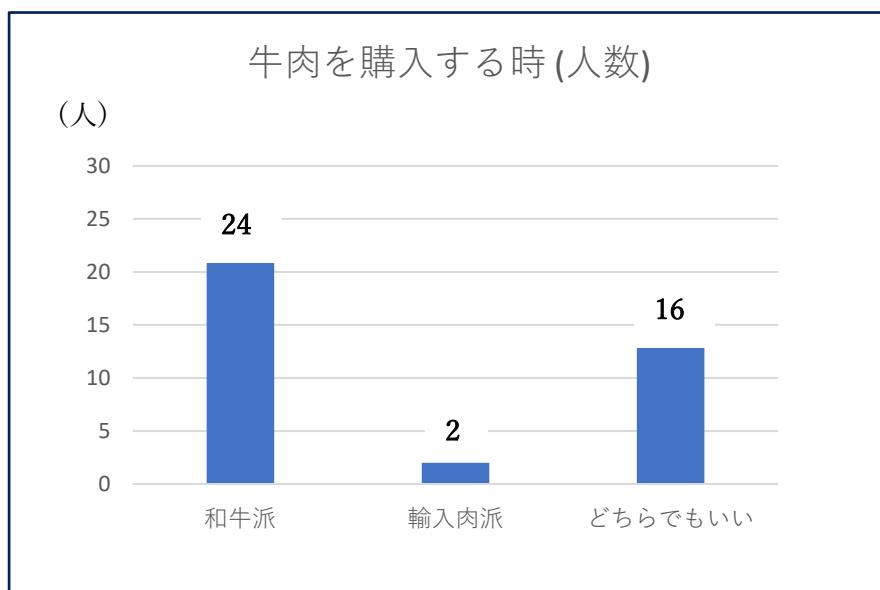
2023年5月～6月に下記のようなアンケートをとりました。

どのくらい牛肉事情を知っているか、消費者として牛肉にどのくらい関心があるか42名に聞いてみました。

【年代】 20代2名 40代3名 50代10名 60代14名 70代11名 80代2名

【居住地】 ・武蔵野市内21名、市外21名（杉並区7名・品川区・中央区・小金井市・川崎市・多摩市・東大和市・あきる野市・千葉市など）

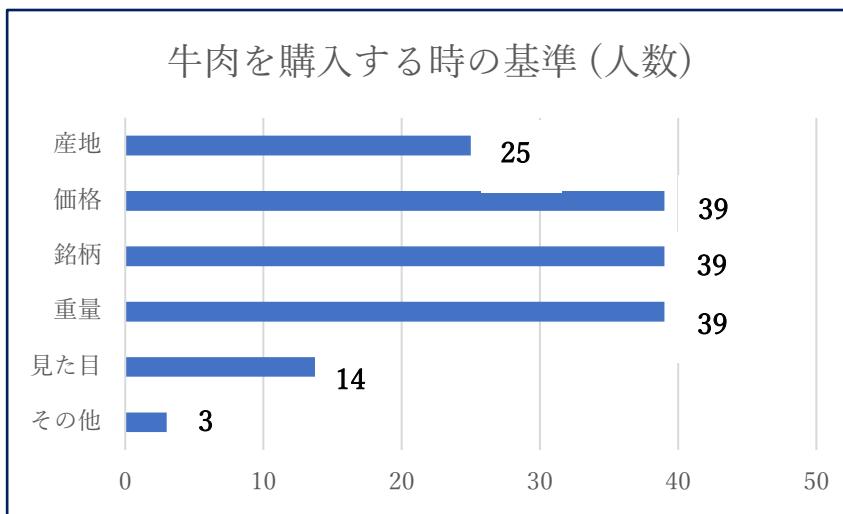
① 牛肉を購入するとき、自分は何派ですか？



※その他意見

料理により変える

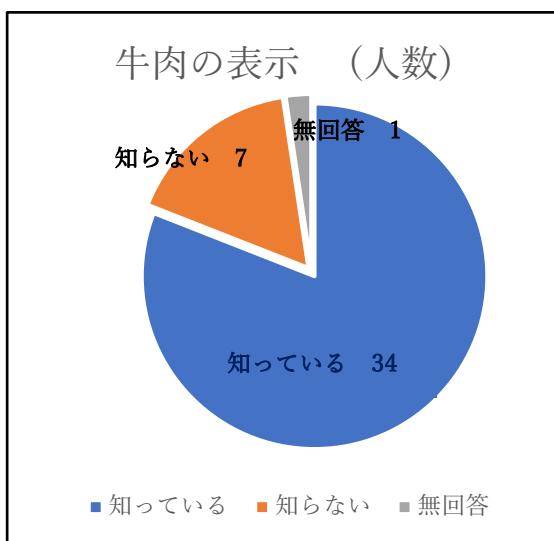
② 牛肉を購入するとき、何を基準で選びますか？ 複数回答可



※意見など

- ◆ 生協などで購入のため基準がない
- ◆ 脂肪・脂身のないものを選ぶ
- ◆ 部位で選ぶ
- ◆ 赤身の量・脂身の量次第

③ 牛肉の表示にいろいろな決まりがあることを知っていますか？



※どのようなことを知っているか

- ◆ 国産か輸入かの判断
- ◆ 牛肉のランクのこと
- ◆ トレサビリティのこと
- ◆ 産地や等級のこと
- ◆ 銘柄のこと

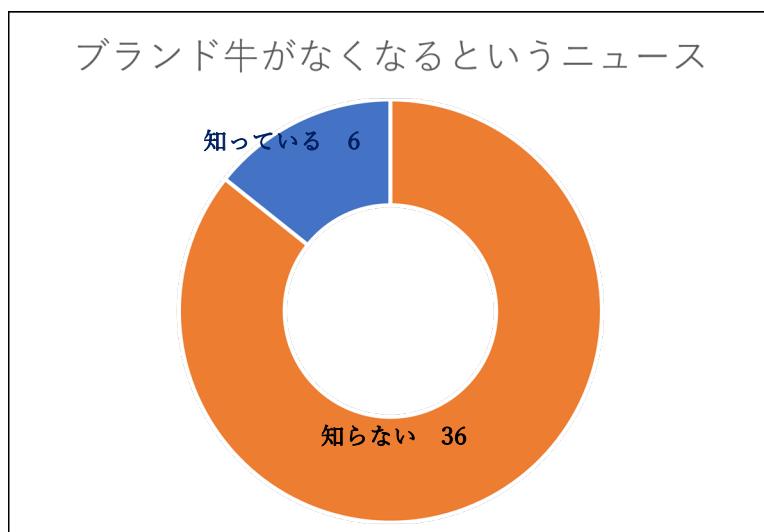
※今後 表示によりどのようなことを知りたいか

- ◆ 飼料の内容
- ◆ 生産地のこと
- ◆ 産地の肥育地の表示
- ◆ 抗生物質不使用や成長ホルモン不使用などのこと
- ◆ 脂肪率のこと
- ◆ 加工日や加工者の表示のこと

その他

- ◆ QR コードより文字表示の希望
- ◆ 国内産と記されていても産まれは海外産で少しの間だけ育てたものを国内産にしていることがあると聞いたこと

④ 「ブランド牛がなくなるかもしれない」というニュースを知っていましたか。



～アンケートから考えられること～

やはり、ブランド牛の危機については、知られていなかった。残念でした。もっと声を大きくして世論に訴える必要があったと思いました。

飼料をほぼウクライナ方面から輸入に頼っていたことに大変さを感じ、JAも努力し飼料開発に乗り出しています。ここで国産牛についての知識を深めるためにも、牛肉本来の姿を知るべきと思いました。

消費者として大切な肉の表示を、今回は牛肉・和牛に絞って提示します。

III 「牛肉」の概念と歴史的背景(振り返り)

ステーキ・ハンバーグ・すき焼き・しゃぶしゃぶ、いろいろな食卓に登場している牛肉である。日本で牛肉が普通に食べられるようになったのは、明治時代である。それ以前 1200 年ほどの間は、肉を食べることは禁止されていた。世界で名だたる美味しい牛肉、和牛を育てる日本に目を向けてみる。私たちは日本の畜産業の偉大さを知り、新たな発見をした。

牛肉文化は、縄文時代に稲作と共に渡来、発展した。その後牛馬繁殖に努力した。それは一つには労働力だ。つまり、薪、塩を運び、田畠を耕すためであった。文明開化後、働く牛から食べる牛に変化していった。

IV 「牛肉」の表示

食肉の表示は他の生鮮食品に比べると、食肉の校正競争規約があるため、表示しなければならない項目が多いのが特徴である。表示する内容は、陳列した食肉を消費者の求めに応じて量り売りする場合（対面販売）と、事前にパッケージなど容器包装したもの販売する場合とで表示する内容が異なる。

A 陳列した食肉を消費者の求めに応じて量り売りする場合の表示ルール

【対面販売】

牛肩ロース

陳列した食品ごとに表示カードを使って、その内容を記載する。
表示カードの大きさや文字は公正競争規約で下記のように決まっている。
文字の大きさ：42 ポイント以上の肉太文字

【表示カードの例】



①原産地 ②食肉の種類・部位、用途など ④100g当たりの単価
※冷凍・解凍肉の場合はそれを表示
※国産牛肉の場合は個体識別番号を表示

B 事前に容器包装に入れた食肉の表示ルール【パック包装品】

【パック包装品の表示例】下記のことが必要である。



- ①原産地 ②食肉の種類・部位、用途など ③牛の個体識別番号（国産牛のみ） ④100g当たりの単価 ⑤冷凍の表示 ⑥消費期限 保存方法 ⑦販売価格 ⑧内容量 ⑨加工者の名称・所在地

【名称】について

食品表示基準では生鮮食品は一般的な名称を表示する。

食肉の種類の名称は、「牛」等一般的な名称を表示する。（「牛肉」等の表記も可能）また、「食肉の表示に関する公正競争規約」に基づき、「牛肩ロース」、「牛もも肉」等と、食肉の種類名に加えて部位名を表示する。

2種類以上の部位を混合したときは、混合比率の高い順に部位を表示する。
挽肉、こま切れ等食肉の性質上、部位の表示が困難な場合は、「豚挽肉」、「牛こま切れ」等と、食肉の種類名と形態を組み合わせて名称とする。
また種類と部位に用途を加えて、品名としてもかまわない。（牛ステーキ用、牛カレー用、等）

【原産地】について

食肉の原産地は、国産ならば国産、輸入品ならば原産国を表示する。ただし、海外から生きたまま家畜などを輸入した場合は、条件により国産もしくは外国産になる。

①国産は国産、輸入品は原産国名を表示

国産の場合は「国産」、または主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名、その他一般的に知られている地名を表示する。輸入品の場合は原産国名を表示する。

②国産か輸入品かの違い

海外で生まれた牛などを、国内に生体で輸入した場合は、最も長く飼養した場所（主たる飼養地）が原産地となる。

【例】アメリカで12カ月飼養した牛を輸入し、国内で18カ月飼養してから、と畜したもの ⇒ 国産となる。

③複数の原産地の食肉を混ぜた表示

複数の原産地の食肉を混ぜた場合は、重量の割合が多いものから順に、「アメリカ産・国産」等と原産地を表示する。

④輸入品の場合

輸入食肉は、必ず原産国名を表示しなくてはいけない。

【例】「アメリカ産等」。なお、USAなどのアルファベット表記は認められていない。また、海外の産地だけを表示すると、一般の消費者にどの国のことか分からぬことがあるので、国名を表記した上で産地を書く。

⑤銘柄食肉と産地

松阪牛、近江牛、鹿児島黒豚など銘柄食肉には産地名をつけたものがある。この場合は、国産品の表示を省略することができる。しかし、銘柄を示す産地と主な飼養地が必ず一致するとは限らない。このため、銘柄とは別に主たる飼養地を表示しなければいけない。ただし、銘柄に冠された地名が主たる飼養地と一致する場合には、銘柄に冠されたその地名をもって、食品表示基準における原産地表示とみなす。

【内容量と価格、冷凍の表示】について

①内容量と価格の表示

量り売りの場合は、表示カードに100g当たりの販売価格を表示する。その他に、1切、1枚、1個といった単位での価格も表示できる。

【例】ステーキ 「1枚 1,000円」

※この場合でも、100g当たりの価格は併記する。事前に容器包装した食肉は、内容量と100g当たりの単価、それに販売価格を表示ラベルに記載しなければいけない。100g当たりの単価を記載できない場合は、下札、置札に表示することも可能。

※下札のサイズは、縦128mm、横182mm以上、置札は縦55mm、横90mm以上と決まっており、使用する文字は42ポイント以上の肉太文字である。

②冷凍の表示

冷凍した食肉には、「冷凍」または「フローズン」と表示する。冷凍した食肉を解凍したものには「解凍品」、凍結した牛の食肉は「凍結品」、解凍した牛は「解凍品」と表示する。

【消費期限と保存方法、加工者の表示】について

容器包装に入れた食肉は、消費期限または賞味期限、保存方法、加工者の名称・住所の表示が必要となる。食肉の表示ラベルに「加工日」を記載している場合があるが、加工日は任意の表示なので、記載しなくとも問題ない。

【生食用食肉に関する表示】について

①義務表示がある生食用の牛肉

対象となるのは牛の食肉（内臓は除く）である。いわゆるユッケ、タルタルステーキ、牛刺し、牛タタキが含まれる。これらを食材として調理し、販売される総菜もその範囲に含まれる。なお、ステーキは対象には入っていない。

②生食用食肉の表示ルール

表示内容は容器包装に入れないと、容器包装に入れた場合とでは異なる。

V 「和牛」の表示

(1) 家畜改良増殖法=「家畜の改良増殖を促進」

牛の両親を登録 → 子牛登記証明書 → 登録証明書発行

申告制・証明書の保管を指導され、これにより品種を記載する。

この方法では下記の牛に分類される。

○種雄牛 以下9種類

- ① 黒毛和種 ②褐毛和種 ③日本短角種 ④無角和種 (次頁参照)
- ⑤ヘレフォード種 ⑥アンガス種 ⑦シャロレー種 ⑧ホルスタイン種
- ⑨ジャージー種

○雌牛——「品種」決定には血統登録機関の証明が必要

○子牛——「子牛」登記には両親の登録が必要



(2) よく耳にする「牛肉トレサビリティ法」

牛個体識別台帳で記録する牛の「品種」のこと

牛肉に対する信頼確保・関連産業の健全な発展・消費者の利益の増進
が目的である。

牛個体識別台帳の方法では下記がある。

- ①黒毛和種 ②褐毛和種 ③日本短角種 ④無角和種
- ⑤黒毛和種×褐毛和種 ⑥和牛間交雑種 ⑦肉専用種
- ⑧ホルスタイン種 ⑨ジャージー種 ⑩乳用種 ⑪交雑種

※食肉公正競争規約——「和牛」の証明ルールは定められていない

※「和牛」とは ①黒毛和種 ②褐毛和種 ③日本短角種 ④無角和種
 ⑤ ①～④の品種間交配による交雑種
 ⑥ ⑤と①～⑤の交配による交雑種

語句の説明

- ①黒毛和種（くろげわしゅ）——日本各地で育てられている。全身が黒毛。
松阪牛・神戸牛
- ②褐毛和種（かつもうわしゅ）——熊本県と高知県が主な産地。
北海道や東北でも育てられている。
- ③日本短角種（にほんたんかくしゅ）——青森県・岩手県・秋田県が主な産地。
北海道でも飼育されている。
- ④無角和種（むかくわしゅ）——非常に数が少なく、ほとんど山口県で育て
られている。角がないのが特徴。

【国産牛】

生まれてから出荷されるまでの間で一番長く育てられた国が日本である牛



終わりに

2023年は、食糧事情が一変しました。食の流通に関しては、天候不順が今まで一番の原因でした。しかし、報道では、ウクライナの危機による「食」を含む全ての流通の不自然さが、主流になりました。私達の衣食住全てに関わることなので、生活に変化が生じました。やっとコロナウィルスによる感染の状況から脱出の時期に来ただけに、いろいろな見直しを考えざるを得ませんでした。

このような時に今回の課題に直面し、自分のことだけではないと思い、敢えて取り組んでみました。少しでも、「食肉」、まして「牛肉」についての知識の一助になればと思います。和牛のことも知らないことが盛りだくさんでした。さて今からです。いろいろと情報を求め、食肉に関する知識を広めていきたいと思います。いろいろな方から「牛肉」の次は「豚肉」……と言う声が聞こえてきました。

「食」を考える楽しみを増大していくこうと思います。

参考文献

日本の農業 「牛や豚を育てる」 農研機構 畜産草地研究所 監修
肉牛の絵本 農文協
肉の表示について 農水省文献 HP より
肉の表示について 食品表示企画庁 HP より

武蔵野市消費者運動50年のあゆみ

～武蔵野市消費者運動連絡会50年史～

武蔵野市消費者運動連絡会

武蔵野市の消費者運動

武蔵野市消費者運動連絡会は、1973年12月15日に、市内の27の消費者団体が集まり発足しました。当時は「第一次オイルショック（物不足、狂乱物価）」で、各地でトイレットペーパーや洗剤などの物不足で騒ぎが起きており、市民生活に大きな影響が出していました。

当時は、生活学校、婦人団体連合会、婦人有権者同盟などの団体が個々に消費生活などにかかわる問題も含め市民生活向上のためにさまざまな活動をしていましたが、消費者問題に取り組む団体・組織ができました。

第一次オイルショック

1973年（昭和48年）10月、中東の産油国が原油価格を70%引き上げたことを受け、後に「狂乱物価」といわれるようなインフレが発生したことをいう。

オイルショックによる原油価格の値上がりはガソリンなどの石油関連商品の値上げにもつながり、物価が瞬く間に上昇することとなりました。第一次オイルショック前4.9%だった消費者物価指数（前年比）は、1973年は11.7%、1974年にはなんと23.2%まで急伸しています。急激なインフレは、それまで旺盛だった経済活動にブレーキをかけ、72年の経済成長率が前年比+9.1%だったのに対し、73年には同+5.1%と急落し、74年には同一-0.5%まで落ちることになったのです。

消費者運動連絡会を結成後、市内のスーパー・マーケットや市内小売店経営者と懇談し、物価高、物不足から市民生活を守るために行動し、「インフレ阻止武蔵野市民大会」を開き、政府に対策を要望しています。そして、市民生活を守る具体的な行動を始めます。

➤ 野菜直売会：目的は市内の緑化

武蔵野の農家は規模が小さく1件の農家では市場に出す数がまとまらず出荷できなかつたので、野菜を作らなかつたが、販売の手助けをすることで、農家の生産を増やしたかった。各農家から集めた不ぞろいの野菜を、校庭を利用したりして売りさばいた。その後農家の生産量も増え、農協などに販売を任せられるようになり、開始から8年続けた。

➤ 生活用品交換会：ムダの追放を、資源を大切に

これまで、家庭に眠る不用品のリサイクルをする組織、方法がなかったので、消費連が市民から品物を預かり、必要とする人に買ってもらい、預けた人に代金を渡すというシステムを作り、取り組んだ。このことが、不用品のリサイクルが一般的になるきっかけを作ったと自負している。

➤ ゴミ減量の運動

- ノーパック、過剰包装追放運動
- ゴミ分別運動
- プラスチックごみの処理

➤ 消費生活展（2022年第44回を開催）

以前から各団体が独自に研究や取り組んできた問題を一緒に展示・発表する場をつくった。

取り組んだ問題：食の安全、合成洗剤の水質汚染、物価問題、ゴミ問題など環境問題、医療・介護問題など

➤ むさしの青空市（1981年第1回～2019年第39回）

生活用品交換会の規模を大きくし、市民全体でリサイクル、ゴミ減量に取り組むために企画、行政の協力で市民が楽しみながらリサイクルやごみ減量、環境問題に取り組む機会を作った。

➤ 悪質商法被害防止キャンペーン

1980年代、金のまがい物商法などの詐欺的商法の被害が頻発し、「豊田商事事件」をきっかけに、市民が「悪質商法の被害にあわないように」と街頭キャンペーンを開始。

武蔵野市消費者運動連絡会 50年史(1973~2023)

年	月 日		消費者行政等	社会的背景等
1973年 (昭和48年)	12月15日	武蔵野市消費者運動連絡会結成大会(武蔵野公会堂) 吉祥寺駅周辺デモ 参加団体 27 会長中村恵子氏	消費者安全3法	オイルショック 第4次中東戦争
1974年 (昭和49年)	2月~3月	異常な物価高と物不足について懇談会開催 (スーパー・マーケット、市内小売店)	日本消費者連盟設立	
	5月	第1回野菜直売会(市役所前児童遊園地。その後年内に20回 開催)	ヤミカルテル問題	
	10月	第1回生活用品交換会 以後毎年開催 会長 斎藤富佐恵氏	マルチ商法トラブル	
1975年 (昭和50年)	7月	商店経営者との話し合い (商店会代表)		
1976年 (昭和51年)	2月~7月	消費生活問題についての話し合い (青果業者、商店主、農家、デパート、スーパー・マーケット、東京電力など)	訪問販売法公布	サラ金被害多発
1977年 (昭和52年)	12月	ごみ問題についての話し合い (プラスチック工業連盟と)	独占禁止法改正	
1978年 (昭和53年)	6月	大型店のパック包装の実態を追跡調査(大型店と話し合い、資料を都民生局に提出)	無限連鎖講防止法	
	6月	新聞代値上げに関してアンケート調査、新聞社と話し合い		
	9月	一般消費税反対署名運動(吉祥寺駅周辺)		
1979年 (昭和54年)	7月	講演会「近頃の経済情勢と私たちの消費生活」	薬事法改正	金先物取引被害 2次オイルショック
	10月	第1回消費生活展 (以降毎年開催)		
1980年 昭和55年)	2月	東京電力・東京ガスとの話し合い(料金値上げ問題について)	国民生活センター	
	12月	地域ごとの灯油価格調査	商品テスト研修施設	
1981年 (昭和56年)	2月~5月	医療110番の準備と実施(中町集会所) 話し合い(消防署・医師会・保健所長)		
	6月	「ゴミ対策を推進する会」に参加 (消費連から10名参加)		
	11月	第1回むさしの青空市 以後毎年開催		
1982年 (昭和57年)	6月	「平和を願う武蔵野婦人の集い」開催(中央コミセン)	国際消費者機構が『8つの権利と5つの責任』提唱	このころより「金の現物まがい商法横行
	6月	「武蔵野市民平和集会」実行委員会発足		
	8月	武蔵野市民平和集会		
	11月~12月	灯油の値段調べと石油業者役員と懇談		
1983年 (昭和58年)	6月	第10回生活用品交換会	貸金規制法 公布	
	8月	研修会 仙台市役所見学	食品添加物問題	
1984年 (昭和59年)	5月	武蔵野市消費者ルーム開所		
	7月	第2回医療110番(中町集会所)		
	12月	アフリカ救援カンパ活動(婦団協と共に吉祥寺駅周辺) アフリカへ毛布を発送		
1985年 (昭和60年)	6月	学習会「消費者問題とは 消費者運動とは」	豊田商事事件	
	11月	学習会「すこやかに老いる—食事学」		
1986年 (昭和61年)	12月	学習会「大型間接税を考える」	警視庁生活経済課設置	
	12月	大型間接税反対のチラシ配布(吉祥寺駅前、サンロード)		
1987年 (昭和62年)	2月	壳上税反対の陳情書作成・市議会に提出⇒総務委員会で採択		
	7月	研修会 富士紙再生工場		
1988年 (昭和63年)	7月	学習会「消費税の内容と私たちのくらし」		
	10月	第10回消費生活展		
	12月	学習会「原子力発電の安全性」		
1989年 (平成1年)	3月	キャッチセールス被害防止キャンペーン (吉祥寺駅前・サンロード) 以後毎年実施	原野商法 摘発	
1990年 (平成2年)	3月	研修会 足利「有機栽培の現場見学」	マルチ、マルチまがい商法被害増加	
	11月	市商店連合会主催「消費者懇談会」に出席		
	11月	第10回むさしの青空市		
1991年 (平成3年)	3月	学習会「湾岸戦争が私たちの生活に与える影響」		バブル崩壊
	6月	雲仙普賢岳災害救援募金活動(吉祥寺駅前)		
	8月	学習会「プラスチック その処理と資源化を考える」クリーン武蔵野と共に		
1992年 (平成4年)	9月~11月	学習会「ペットボトルの再生」「塩化ビニールのリサイクル」「発砲スチロールについて」「廃プラスチック対策」	多重債務問題	
1993年 (平成5年)	2月	シンポジウム「ゴミを考える」(アルテホール)	マルチ、マルチまがい商法被害増加続く	
	6月	第20回生活用品交換会		
	7月	北海道南西沖地震救援募金活動(吉祥寺駅前)		
	7月	自販機の実態調査《500台》(都の依頼)		
	12月	武蔵野市消費者運動連絡会 結成20周年記念式典 記念誌発行		
1994年 (平成6年)	3月	輸入米試食会	製造物責任法(PL法)公布	
	5月	タイ米料理講習会 (市保健センター)		
	10月	東京電力と話し合い:環境対策、SO ₂ 、NO ₂ について		
	11月	グリーンクリーンキャンペーンに参加		
	12月	消費者ルームでバザー		
1995年 (平成7年)	1月	阪神淡路地震救援募金活動(吉祥寺駅前) 婦団協と共に	悪質な電話勧誘に関する苦情增加続く	阪神淡路大震災
	2月	学習会「最近の野菜事情」		
	10月	第17回消費生活展…中止 展示内容を巡り市が後援を取りやめたため		
1996年 (平成8年)	2月	消費連学習発表会(消費生活展の代わりに開催)	欧州で「狂牛病」発生	
	5月	東京電力と話し合い:燃料費調整制度について		
	10月	第18回消費生活展(消費連は参加せず、個々の消費者団体参加で開催)		
	12月	ゴミ減量キャンペーン 吉祥寺、武蔵境駅頭で 婦団協などと共に		
1997年 (平成9年)	2月	学習会「防災について」市災害対策課	「和牛預託商法」の被害急増	
	6月	第24回生活用品交換会 (宣伝力一突出)…第24回を以って終了		
	9月	講演会「最近の金融界の動向について」桑原稔氏(金融財政事情研究会)		
1998年 (平成10年)	5月	見学会「東京電力 新エネルギーパーク 木更津火力発電所」	特定非営利活動促進法(NPO法)公布	
	6月	学習会「武蔵野市における環境対策の現状」市環境対策課		
	7月	学習会「ゴミ処理基本計画とリサイクルセンター構想について」市ごみ総合対策室		
	10月	第20回消費生活展		
1999年 (平成11年)	2月	講演会「最近の金融界の動向について」	住宅品質確保促進法公布	
	3月	キャッチセールス被害防止キャンペーン (事前にキャッチセールス被害の実態を聞く)		
	4月	学習会「市環境基本条例の制定について」市環境対策課		
	6月	学習会「武蔵野市のごみの現状」市ごみ総合対策課		
	7月	見学会「企業におけるごみ問題のとりくみ」横河電機(株)		
	10月	第21回消費生活展 講座「武蔵野市の消費者運動…共に歩んだ道」 斎藤富佐恵氏		

年	月 日		消費者行政等	社会的背景等
2000年 (平成12年)	2月	市内福祉施設見学	消費者契約法公布 「特定商取引法」公布 (雪印・食中毒事故、三菱自・リコール隠し等) 電子消費者契約法公 布	企業不祥事続発 (雪印・食中毒事故、三菱自・リコール隠し等)
	5月	学習会「容り法実施に伴いゴミ収集方法の曜日変更について」 市ごみ総合対策室		
	9月	学習会「介護保険について」		
	11月	第20回むさしの青空市(市民提供品のリサイクルコーナー廃止 消費連は一般出店へ)		
2001年 (平成13年)	4月	消費連構成団体の藤の会、竹の会、杉の会、生活懇話会が退会 会長 菊地公子氏	電子消費者契約法公 布	
	5月	消費者ルーム 改築された商工会館3階に移転 開所式		
	5月	第23回消費生活展 (新消費者ルームオープン記念)		
	9月	実験室整備 「糖度測定実験」を技術担当職員の指導により実施		
2002年 (平成14年)	2月	学習会「牛海綿状脳症(狂牛病)とは」 簡林(かどばやし)秀規氏	JAS法改正 BSE対策特別措置法 公布 健康増進法公布 特定電子メール法公 布 特商法改正	食品偽装表示事 件等多発
	3月	見学会「柏崎刈羽原子力発電所」(有志参加)		
	6月	実験 「味噌汁の塩分濃度を調べる」 技術担当職員指導		
	9月	IH料理講習会(東京電力)		
	9月	東京電力に対し原発事故への対処について要望書を提出		
	10月	第24回消費生活展…環境フェスタと共同開催 市役所口ロビー		
	10月	講演会「食品はどこまで安全か」 川口啓明氏(ジャーナリスト)		
	10月	東京電力より「要望書提出を受けて、東電の対処について」の説明		
2003年 (平成15年)	3月	キャッチセールス被害防止キャンペーン	食品安全基本法公布 食品安全関連5法公 布 個人情報保護法公布	架空・不当請求 (ワンクリック請 求)被害拡大
	4月	消費者ルーム名称変更⇒消費生活センターとなる		
	6月	実験 「食用油の酸化度測定」 この結果を消費生活展で発表		
	10月	第25回消費生活展 会場を商工会館1階地域情報センター、3階消費生活センターに		
	11月	第23回むさしの青空市 消費連として「お汁粉」で出店		
	12月	武蔵野市消費者運動連絡会結成30周年記念行事 武蔵野公会堂会議室		
	12月	講演会「消費者は今…」 川口啓明氏 、レセプション、記念誌発行		
2004年 (平成16年)	4月16日	総会	消費者基本法 公布 (消費者保護基本法か ら改称) 公益通報者保護法公 布	振り込め詐欺被 害多発 架空請求に関する 相談が大幅増 消費生活相談件 数過去最大に (約192万件)
	5月	学習会「消費者契約トラブル情報」 兼子 登志枝氏		
	6月	実験講座「食品添加物を学ぶ…着色料の実験」		
	7月	懇談会「最近の電力事情」 東京電力武蔵野支社 飯尾支社長他3名		
	9月	実験講座「着色料の実験(しば漬け、チョコレート等に使用の着色料を調べる)」		
	10月	第26回消費生活展		
	11月	第24回むさしの青空市お汁粉で出店		
	11月	懇談会		
2005年 (平成17年)	3月	バス研修「大田市場～白洋舎クリーニング工場見学」	食育基本法 公布 預貯金者保護法公布	多重債務問題の 深刻化
	3月	キャッチセールス等悪質商法被害防止キャンペーン(吉祥寺駅周辺)		
	6月	実験講座「大豆から豆腐を作る」 長谷部 淳子氏指導		
	9月	学習会「豆腐の話」 豆腐小売業組合長 須田 富昭氏		
	11月	第25回むさしの青空市 お汁粉で出店		
	12月	第27回消費生活展「知って得する食のプロが語る食材の話」		
2006年 (平成18年)	1月	シンポジウム「食品表示のあり方を考える」	消費者契約法 改正 金融商品取引法公布 資金業法 公布 (資金業規制法から改 称) 消費生活用製品安 全法 改正	製品事故の顕在 化 (シンドラー社エレ ベーター事故、パ ロマ工業社ガス瞬 間湯沸器のCO中 毒事故死亡など)
	2月	懇談会「最近の電力事情」 東京電力武蔵野支社・副支社長他		
	3月	バス研修会「西水元ナーシングホーム～柴又」		
	3月	キャンペーン「悪質商法被害防止キャンペーン(吉祥寺駅周辺)」		
	10月	第28回消費生活展(今年から「くらしフェスタ」に改称)		
	11月	第26回むさしの青空市 お汁粉で出店		
	11月	バス研修会「多摩の水と酒造り 石川酒造と玉堂美術館」		
2007年 (平成19年)	3月	キャンペーン「悪質商法被害防止キャンペーン(吉祥寺駅周辺)」	振り込め詐欺救済法 公布	L&G(円天)事件 リーマン・ブラザーズ 経営破綻
	6月	学習会「2006年度医療制度改定・介護保険について」		
	10月	くらしフェスタ(第29回消費生活展)「中学校給食について」で出展		
	11月	第27回むさしの青空市 お汁粉で出店		
2008年 (平成20年)	2月	学習会「オイルピークと今後のエネルギー資源」	「特商法」「割販法」改 正	中国製冷凍餃子 事件
	3月	バス研修「国民生活センター見学」		
	3月	懇談会「消費生活センターの生活相談について 相談員 上田早奈絵さん」		
	3月	キャンペーン「悪質商法被害防止キャンペーン(吉祥寺駅周辺)」		
	7月	学習会「食料需給情勢について」 鈴木 登氏(農水省農政推進課)		
	10月	くらしフェスタ(第30回消費生活展)「食料自給率」で出展		
	11月	第28回むさしの青空市 お汁粉で出店		
2009年 (平成21年)	3月	バス研修「前橋「とんとん広場」で見学、ソーセージ作り体験」	消費者庁関連3法(消 費者庁及消費者委員 会設置法、関係法律 整備法、消費者安全 法)公布	
	3月	定例会「バス研修について」		
	3月	懇談会「武蔵野市の消費生活相談の現状」 相談員 木下さん		
	3月	キャンペーン「悪質商法被害防止キャンペーン(吉祥寺駅周辺)」		
	7月	懇談会「市北町調理場の見学と給食課長の話を聞く会」		
	10月	くらしフェスタ(第31回消費生活展)「中学校給食」で出展		
	11月	第29回むさしの青空市 お汁粉で出店		
2010年 (平成22年)	2月	バス研修「東京ガス鶴見環境エネルギー館見学、横浜開港記念館見学」	「消費者ホットライン」 全国で運用開始	貴金属等の訪問 買い取り被害多 発
	3月	学習会「サプリメントと薬の飲み方」 薬剤師 飯田さん		
	3月	環境フェスタに出展		
	3月	キャンペーン「悪質商法被害防止キャンペーン(吉祥寺駅周辺)」		
	6月	見学会「市北町調理場の見学」		
	10月	くらしフェスタ(第32回消費生活展)「高齢者の昼食」で出展		
	11月	第30回むさしの青空市 お汁粉で出店		
2011年 (平成23年)	2月	学習会	震災に便乗した商法 続発 生食用牛肉で集団食 中毒発生	東日本大震災福 島第一原発事故 放射性物質に対 する不安拡大 原発停止に伴い 電気料金上昇
	3月	バス研修会「小田原鉛廣で蒲鉾づくり体験、中川一政美術館見学」		
	3月	懇談会「最近の生活相談、計画停電について」 市相談員		
	3月	キャンペーンは、東日本大震災の影響のため中止		
	7月	講演会「いま、福島原発で何が起きているのか」 井野 博満氏		
	10月	くらしフェスタ(第33回消費生活展)「高齢者の昼食 パート2」で出展		
	11月	第31回むさしの青空市 お汁粉で出店		

年	月 日		消費者行政等	社会的背景等
2012年 (平成24年)	1月	見学会「東京ガス(新宿ショールーム・千住テクノステーション)」	消費者教育法公布(消費者市民社会を目指す消費者教育)	サクラサイト商法の被害拡大
	3月	懇談会「消費生活センターの生活相談について」		
	3月	キャンペーン「悪質商法被害防止キャンペーン(吉祥寺駅周辺)」		
	3月	バス研修「秩父宮記念公園・柿田川・源兵衛川一清流復活」		
	7月	定例会「放射能について『食品安全委員会の冊子』の学習」	消費者庁に「消費者安全調査委員会」が発足	健康食品の送り付け商法多発
	10月	くらしフェスタ(第34回消費生活展)「放射能について」で出展		
	11月	第32回むさしの青空市 お汁粉で出店		
2013年 (平成25年)	3月	懇談会「消費生活センターの生活相談について」	食品表示法 公布 消費者契約法 改正	ホテル、百貨店、レストラン等における食品表示の不正事実多発
	3月	バス研修「トヨーライスセンター(無洗米製造)見学・丸木美術館見学」		
	3月	キャンペーン「悪質商法被害防止キャンペーン(吉祥寺駅周辺)」		
	10月	くらしフェスタ(第35回消費生活展)「お米」について出展		
	11月	第33回むさしの青空市 お汁粉で出店		
	12月	消費連40周年記念式典 講演「再生可能エネルギーでめざそう脱原発」佐川 清隆氏		
2014年 (平成26年)	2月	バス研修 「日清オイリオグループ見学 横浜中華街見学」	景表法 改正 消費者安全法 改正	ベネッセの個人情報流出が発覚 特殊詐欺被害額過去最高となる
	3月	キャンペーン「悪質商法被害防止キャンペーン(吉祥寺駅周辺)」に協力		
	7月	学習会「身近に使っている油の基本情報と実験」里見けい子氏		
	10月	くらしフェスタ(第36回消費生活展)「油について」出展		
	10月	環境フェスタ「油について」を出展		
	11月	第34回むさしの青空市 「お汁粉」で出店		
	11月	バス研修 キューピー五霞工場		
2015年 (平成27年)	2月	消費者スクール修了の受講生に消費連参加の各団体の活動紹介(4団体参加)	個人情報保護法改正 消費者ホットラインの3桁化(188 いやや)	マイナンバー制度スタート
	3月	懇談会「市担当者より「地域振興券についての意見聴取」		
	3月	懇談会「消費生活相談の現状について 大山相談員」		
	3月	「悪質商法被害防止キャンペーン」に参加		
	6月	バス研修「よこいの酢 工場見学 深川界隈散策」		
	10月	くらしフェスタ(第37回消費生活展)		
	11月	環境フェスタ		
	11月	第35回むさしの青空市…大雨 「お汁粉」で出店		
2016年 (平成28年)	3月	懇談会「消費生活相談の現状について」	特商法 改正 消費者契約法 改正	電力小売全面自由化 熊本地震発生 選挙権年齢18歳に引き下げ
	3月	「悪質商法被害防止キャンペーン」に参加		
	7月	バス研修 「太子食品工業日光工場見学」		
	9~10月	くらしフェスタ(第38回消費生活展) 「豆について」を出展		
	10月	環境フェスタ(境南ふれあい広場公園)		
2017年 (平成29年)	11月	第36回むさしの青空市 「お汁粉」で出店	通信販売での「定期購入契約」に関する相談急増 「食品表示基準」改正 民法の一部改正	架空請求に関する相談が再び急増
	3月	懇談会「消費生活相談の現状について」		
	3月	「悪質商法被害防止キャンペーン」に参加		
	6月	学習会「ビデオ研修:洗濯表示について」		
	7月	バス研修「勝沼ワイナリー、大善寺見学」		
	9月	くらしフェスタ(第39回消費生活展)		
2018年 (平成30年)	11月	第37回むさしの青空市 「お汁粉」で出店・パネル展示	ジャパンライフ 破産手続き開始決定	
	2月	定例会 大雪のため中止		
	3月	懇談会「消費生活相談の現状について」		
	3月	「悪質商法被害防止キャンペーン」に参加		
	9月	くらしフェスタ(第40回消費生活展)		
(平成31年) (令和1年)	11月	第38回むさしの青空市 「お汁粉」とパネル展示	食品表示基準 改正 食品ロス削減推進法公布	
	3月	懇談会消費生活相談の現状について		
	3月	「悪質商法被害防止キャンペーン」に参加		
	3月	バス研修 「カゴメ茨城工場見学と食と農の科学館見学」		
	9月	くらしフェスタ(第41回消費生活展)		
2020年 (令和2年)	11月10日	第39回むさしの青空市 「お汁粉」とパネル展示	新型コロナウイルス感染症に関連した相談が増加	全世界で新型コロナウイルス感染症が大流行 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出
	2月	定例会 バス研修会について バス研修の行く先:植物工場・河口湖ハーブ館、河口湖自然生活環 *これ以降3月31日までの行事は、新型コロナウイルス感染拡大のためすべて中止		
		4月総会、5月定例会は、新型コロナ感染拡大防止のため中止		
	7月	定例会 今年度の「くらしフェスタ」は中止 ただし、冊子は発行する、⇒発表のテーマの検討 くらしフェスタの冊子発表のテーマについて検討「食品ロス」に決定		
	9月	第40回むさしの青空市は中止⇒これを以ってむさしの青空市は終了となった		
	10月	定例会 くらしフェスタは2月19日～26日市役所ロビーで展示		
(令和3年)	1月	定例会 バス研修は新型コロナ感染拡大のため中止	特商法 改正 預託法 改正	第2回、第3回の緊急事態宣言の発出 東京オリンピック・パラリンピック開催
	2月	くらしフェスタ(第42回消費生活展) 市役所ロビーで展示のみ		
	3月	「悪質商法被害防止キャンペーン」は中止⇒これを以って終了となった		
	5月	定例会 緊急事態宣言が5月中までに延長 くらしフェスタ、青空市の開催は未定		
	9月16~18日	くらしフェスタ(第43回消費生活展) 「マイクロプラスチックについて」 *10月、11月の定例会は、商工会館工事のため中止。		
(令和4年)	1月	定例会 大雪のため中止		ロシアによるウクライナ侵攻
	3月	懇談会 消費生活相談の現状について…より良い消費生活のために		
	7月	定例会 くらしフェスタのテーマ:プラスチック資源循環促進法とは		
	8月	定例会 プラスチック資源循環促進法とプラスチック削減		
	9月	くらしフェスタ(第44回消費生活展) 「マイクロプラスチックについて II」		
(令和5年)	1月	定例会 消費連50周年について		
	3月	懇談会 消費生活相談の現状について		

全国初の“終活互助”へのチャレンジ！

～パート3　相続・贈与編～

地域サロン「ぷらっと」

1. はじめに

「まだそんな年じゃないわ」、「縁起でもないことをいうな！」、「その時はその時」、「残念ながらそんな財産などないよ」、「妻や子どもに任せである」、「『あとは野となれ、山となれ』だよ！」――。

世はまさに終活ブームとはいえ、いざ、わが事となると「総論賛成・各論反対」、否、「総論も各論も反対」とでもいうのでしょうか。多くの人々はこと相続や贈与についてこのようなお気持ちやご意見を持たれるのではないでしょうか。

しかし、「生者必滅」とはよくいったもので、私たちはいつ何時、交通事故や繁華街、ビル、工事現場での落下物などで不慮の事故、通り魔、喧嘩、火災、ガス爆発、山岳遭難、地震、津波、水害、土砂災害などで「人生100年」という天命を前に不慮の死を遂げないとも限りません。ましてや2020年春以降、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)について、政府はインフルエンザと同様、5類に変更したといふものの、なお収束には至らず、“自宅待機”という名の棄民によって、救急搬送されずに急死しないとも限りません。

そこで、「転ばぬ先の杖」ではありませんが、ふだんから定期的な健康診断(診査)や人間ドック、事件・事故、災害などの危機管理に努めることが大事なように、自分の財産を法定相続人などへ無事に相続したり、贈与したりしたいものです。といいますと、「難しいことはわからないの、でそのときは法律の専門家に任せる」というご仁もいるかと思いますが、法律の専門家といつてもピンからキリまでです。なぜなら、報酬は業界で規定されてはいるものの、あくまでも基本にすぎず、個々の事情によって調査費や資料代、交通費などが加わって、予想以上の金額を請求されるおそれがないとも限らないからです。

私事で恐縮ですが、筆者は30代のころ、司法試験を受験勉強中、行政書士の資格を取得、その後、東京国税局から国税モニターを拝命した経験も活かし、両親の持ち家など数件の不動産を売り買いしましたが、これらの税金対策や登記はすべて自分で済ませた経験からいえば、同局や法務局(登記所)のホームページや書籍などで情報収集すれば悪質商法にひつかからず、初心者でも事を処理できると確信しています。

そこで、今年度は「全国初の“終活互助”へのチャレンジ」のパート3として「相続・贈与編」と題してお話ししたいと思います。

2. 法定相続人の確定

まず相続とは民法にもとづき被法定相続人の死亡に伴い、その財産を法定相続人に引き継ぐ行為です。これを法定相続といいますが、家族の死亡届と同時にその預貯金の口座が凍結され、死亡時の預貯金残高×法定相続人の法定相続分×3分の1、または総額150万円のいずれか低い金額しか引き下ろせなくなるほか、死亡後、10か月以内に所轄の税務署に相続財産と所定の相続税を申告、納税することになっており、遅れれば延滞税も請求されます。

そこで、まず亡くなった家族、すなわち、被法定相続人の家族関係を調べ、相続を受ける家族、すなわち、法定相続人を確定します。なぜなら、遺産分割するにはすべての法定相続人がその協議に参加し、だれかを確定しなければ協議に入れないからです。

具体的には、まず亡くなった被相続人の本籍地を所轄する市町村に誕生から死亡まで調べるため、戸籍謄本を取り寄せて法定相続人を確定します。というと、いとも簡単なように思われるかもしれません、出生から進学や就職、結婚、あるいは離婚、転職・転居などのたびに本籍地をあちこちに移す人たちが少なくなく、これらの本籍地を確定するまで多くの市町村にそれぞれの戸籍謄本を取り寄せる必要があるため、大変な作業になります。また、兄弟げんかなどで音信が不通なら家庭裁判所（家裁）に遺産分割の調停を申し立てるほか、住民票上の住所地に居住していなければ家裁に不在者財産管理人の選任、あるいは生死が7年以上不明な場合、失踪宣告を申し立てたりしなければなりません。

ただし、なかには亡くなった人の預貯金や動産、不動産を勝手に使ったり、受け取ったりしている可能性もあります。この場合、前者では遺産の使い込みを知った日から5年以内に当該の金融機関、後者では遺産が使い込まれた日から10年以内に登記所に照会し、善後策を講じなければなりません。こじれれば遺産分割のための調停や審判を家裁、あるいは不当利得の返還を求めて地方裁判所へ提訴することになります。

また、離婚歴があつて前の配偶者との間に子どもや愛人がいて隠し子も見つかった場合、これらの関係者も法定相続人となるため、それぞれの関係者に家族の訃報を伝え、遺産相続に参加するか、相続放棄するか、照会することが必要です。子どもは実子でも養子でも構わず、特別養子は実の両親の遺産の相続権はありませんが、愛人の子どもも認知されるほか、相続の開始時点の胎児も生まれたものとみなされ、同様に法定相続人となります。

なお、墓地や祭祀の承継は相続とは別の概念のため、遺言に従わなくても口頭による指定も有効なうえ、寺院や公営墓地の規約、慣習に従って処理できるため、相続を放棄した人でも受け継ぐことは可能です。

もう一つ、海外に赴任中や国際結婚などで居住、外国籍を取得していて親が亡くなった場合でも相続人であることに変わりはありませんが、この場合、一時帰国する前に現地の日本大使館や領事館で在留証明書と署名証明書を発行してもらう、または宣誓供述書を作成して現地、または日本の公証人に公証してもらうことが必要です。ち

なみに、アメリカの場合、日本の被相続人の遺産を一定金額以上所得する場合、同国の税務当局にそのむね報告しなければなりません。

いずれにしても、成年の年齢が 2022 年 4 月、20 歳から 18 歳に引き下げられたため、18 歳以上であれば子や孫でも遺産相続の分割に参加できるようになったのでこの点も注意しましょう（写真）。

写真 法定相続人の確定は被相続人の戸籍謄本で



（市役所にて）

3. 遺産相続

さて、このような事務処理を終え、法定相続人が確定できたら被相続人が所有していた財産を引き継ぎ、遺産相続となります。

具体的には、法定相続人はまず配偶者と子どもで、いずれの法定相続人よりも最優先されます。これを第一順位といい、相続分はそれぞれ 2 分の 1 ずつです。子どもが複数の場合、この 2 分の 1 を人数分に応じて折半します。子どもがおらず、父母がいる場合、父母は直系尊属・血族として第二順位の法定相続人となります。この場合、配偶者は 3 分の 2 に対し、父母は 3 分の 1 になります。これに対し、父母がすでに他界しており、かつ子どもがいないものの、兄弟姉妹がいる場合、配偶者は 4 分の 3 に

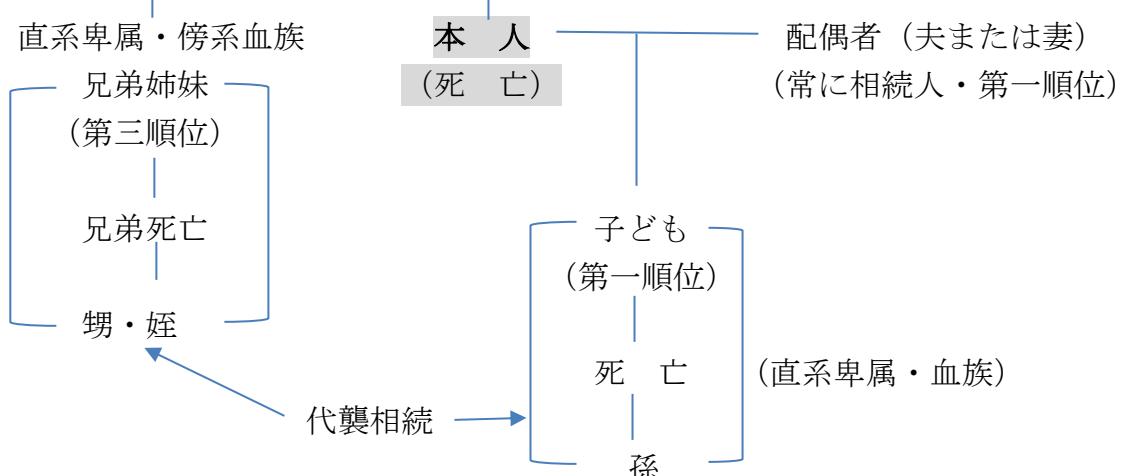
対し、兄弟姉妹はそれぞれ4分の1ずつとなります。なぜなら、兄弟姉妹は直系卑属であり、かつ傍系血族だからです。

いずれにしても、これらの関係を相続の順位でいうと配偶者と子どもは常に第一順位であるのに対し、両親は第二順位、兄弟姉妹は第三順位となります。もっとも、配偶者も子どもも兄弟姉妹もいない場合、これらの家族に代わって孫が第一順位として代わって相続、すなわち、代襲相続するのに対し、兄弟姉妹がいない場合、甥や姪が第三順位として代襲相続することになります。また、孫死亡の場合、ひ孫、また、胎児や非嫡出者も状況により法定相続人となる場合もあります（図1、図2）。

図1 法定相続人の範囲

父・母（直系尊属・血族）

（第二順位）



出典：筆者作成。

図2 法定相続人と相続分の分割

順位	被相続人との関係	代襲相続の有無
第一順位	配偶者・子（各2分の1）	孫代襲あり
第二順位	直系尊族（両親3分の1。配偶者3分の2）	
第三順位	兄弟姉妹(各4分の1×配偶者4分の3)	甥・姪代襲なし

出典：筆者作成。

ただし、これはあくまでも基本にすぎず、これらの法定相続人が必ずしも相続人になるワケではありません。なぜなら、法定相続人であっても遺産分割協議に参加しなかったり、参加してもその協議の結果、住宅ローンなどの負債を相続することを敬遠すべく相続を放棄したりすることも可能だからです。もっとも、このような場合、法

法定相続人ではなかったとみなされ、故人の預貯金や不動産などプラスの財産も相続できなくなります。

いずれにしても、原則として故人が亡くなったことを知った翌日から3か月以内に亡くなった人の除籍謄本や住民票除票、自己の戸籍謄本などを家裁に提出して相続放棄を申し立てなければなりません。プラスの財産の範囲内で債務を弁済することを前提に相続する限定承認することもできます。そして、全員が合意したら遺産分割協議書を作成、署名して実印で押印し、預貯金は金融機関、不動産は別荘や賃貸物件、空き家も含め、所轄の登記所に届けます。

ただし、相続人が1人の場合、作成も届け出も不要です。ちなみに、遺産の情報は預貯金の場合、金融機関名や支店名、種別、口座番号を金融機関で、土地の場合、所在地や地番、地目、地積、建物は所在地、家屋番号、種類、構造、床面積を法務局で登記事項証明書に記入します。遺産分割の協議がまとまらない場合、家裁に申し立て審判を仰ぎます。それでも合意できなければ高等裁判所に即時抗告することになります。ただ、残された家族が本人の後を追うように死亡した場合、二次相続の問題が発生することもあります。

さて、肝心の相続税ですが、これは相続する財産の総額から基礎控除、すなわち、3000万円+600万円×法定相続人の数で計算されるため、たとえば相続人が3人の場合、3000万円+600万円×3人で計4800万円以下なら非課税となります。これを超えると超過し額に応じた相続税がかかります（図3）。

図3 相続税率と控除額

相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	税率(%)	控除額
1,000万円以下	10	—
3,000万円以下	15	50万円
5,000万円以下	20	200万円
1億円以下	30	700万円
2億円以下	40	1,700万円
3億円以下	45	2,700万円
6億円以下	50	4,200万円
6億円超	55	7,200万円

この速算表で計算した法定相続人ごとの税額を合計したものが、相続税の総額になります。

出典：国税庁HP、2023年4月22日検索。

もう一つ、被相続人の住宅ローンなどの借金も同じく相続されるため、これらの返済を固辞するなら相続を放棄することができますが、法定相続人の間で遺産分割の話が難航したら家裁に調停や審判を申請し、問題を解決したいものです。相続せず、処分したい実家や田畠、山林などは登記所に申請、負担金を支払って国に引き取っても

らいます。もっとも、市街化区域の宅地は100平方メートルの場合、54万8000円、100平方メートルの森林の場合、21万5000円などというように面積や用途に応じた負担金が必要です。また、これらを登記所に申請する場合、土地1筆あたり1万4000円の審査手数料がかかります。

4. 贈与

次に贈与ですが、上述したように、相続税は3000万円+600万円×法定相続人の数で計算され、これを超える場合、課税されますが、60歳以上の父母や祖父母が18歳以上の子や孫へ行う生前贈与の場合、毎年110万円ずつ人数割りをして贈与税はかかりません。これを暦年課税といい、この生前贈与は知人や友人などにもできます。

また、前年の合計所得金額が1000万円以下の場合、30歳未満の子や孫には教育資金として2026年3月末まで1500万円まで、結婚や子育て資金として2025年3月末まで1000万円まで税務署にその領収証や請求書を提出し、それぞれ非課税で贈与できます。このほか、子どもが住宅ローンを利用してマイホームを購入する省エネ住宅の場合、1000万円、それ以外の場合、500万円まで親がその資金を出すことについて贈与税がかかりませんが、こちらは2023年末で廃止の見込みです。

なお、死亡後、3年以内の贈与は現在、相続税の対象となっていましたが、2023年の税制改正に伴い、対象期間が2024年1月以降、7年以内に延長されることになりました。この結果、これまで相続が発生する前の3年以内に行なった贈与は7年となるため、2025年1月以降は60～70代あたりから計画的に贈与を行うことが賢明となりました。

もう一つ、60歳以上の父母や祖父母から18歳以上の子や孫に財産を贈与する場合、2500万円まで贈与税がかからない相続時精算課税制度もあります。言い換れば“納税の先送り”というわけですが、そのためにはそのむね税務署にあらかじめ申告しておくことが必要です。この場合、暦年課税との併用はできません。しかもこの制度を一度申告した場合、以後、差し戻しができませんが、2024年1月以降、年110万円以内の贈与であれば贈与税も相続税もかかりず、申告も不要となります。このほか、生命保険からの死亡保険金の一部は原則として非課税となります。生前、被相続人に介護などで貢献した法定相続人には、相続財産を他の法定相続人よりも取り分を多くできる寄与分がありますが、相続の発生から10年が経過したのちは原則としては認められませんので注意して下さい。さらに、遺言の内容にかかわらず、法定相続人に最低減の配分が保証されている遺留分もありますので注意して下さい。

ところで、法定相続人以外の第三者に相続した場合、そのむね遺言書に書き添えればOKです。これを遺贈といいますが、法定相続人の遺留分には抵触できません。もっとも、遺贈を受けるかどうかは受遺者の自由ですので事前に相手に伝え、了承を得ておく必要があります。

いずれにしても、生前に遺言書や戸籍謄本、年金手帳、金業年金の通知書、生命保険や損害保険、火災保険などの書類、登記済権利証、固定資産税納税通知書、銀行の

キャッシュカード、クレジットカード、運転免許証、マイナンバーカード（健康保険証など）のコピー、サブスクリプション（定額利用）サービスの ID、封緘したパスワードなどを用意しておくほか、本人と親子や友人、知人との間の金銭のやりとりでは贈与契約書を作成し、互いの預貯金通帳の口座を通じて行って税務署から脱税の指摘を受けないよう注意します。また、不動産は遺産として特定の法定相続人に分ける現物分割、あるいは複数の法定相続人が相続する共有分割、もしくは一部の法定相続人が遺産を分割する代わりにほかの法定相続人に代償金を支払う代償分割、さらに自分の財産を与える代わりに受贈者が給付など一定の義務を負う負担付贈与などの方法もあります。

一方、生前贈与の場合、将来、本人が死亡した際、法定相続人に保障される遺留分までは侵害できず、万一、侵害がわかった場合、侵害された法定相続人から遺留分減殺請求されることになっています。場合によっては市や市民社会福祉協議会、福祉公社、社会福祉施設、病院、日本赤十字社（日赤）、特定非営利活動法人（NPO）などに寄附すれば課税を逃れることはできます。また、不動産は遺産として特定の法定相続人に分ける現物分割、もしくは複数の法定相続人が相続する共有分割、あるいは一部の法定相続人が遺産を分割する代わりにほかの法定相続人に代償金を支払う代償分割などの方法もあります。

なお、銀行口座やクレジットカード、メールアドレス、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などのアカウントは生前に削除したり、削除していなかった場合、相続した人が本人の死亡を証明する書類を添えてアカウントの削除を依頼し、アカウントの乗っ取りなど悪質商法に遭わないようにします。心身の障害がある子どもの親の場合、自分たちの財産管理を遺言や成年後見制度、家族信託を組み合わせ、信頼ができる第三者に一任することも一考です。

5. まとめ

それにしても、改めて思うのは、日本はいかに“税金地獄”か痛感せざるを得ません。なぜなら、消費税は大人から子どもまで一律 10%、また、“軽減税率”とは名ばかりのわずか 8% で実態は据え置き税率といわざるを得ません。また、土地や家を購入すれば不動産取得税や所有権保存、移転登記、抵当権設定などの登録免許税のほか、以後、毎年、固定資産税や都市計画税、市町村税（住民税）、転売したら譲渡所得税、贈与や相続をすれば贈与税や相続税などが課税されるからです。

しかも、これらの税金を財源とし、所得の再分配によって行われるべき社会保障は少子高齢化の進展や人口減少に伴う自然増に反し、抑制される半面、平均約 2200 万円、なかには数億円もの年収がある国会議員の歳費（給与）や 2021 年度現在、総額約 2274 兆円もの政府の保有資産、同 500 兆円超もの大企業（保険・金融業を除外）の内部留保は減額したり、放出したりせず、赤字国債を乱発して新幹線や高速道路の延伸や東京オリンピック・パラリンピックなど土建型公共事業、また、中国の台湾統一をめぐる脅威に便乗、平和外交に努めず“防衛費”という名の軍事費を大幅に増額、

アメリカ、中国に次ぎ世界第三位と軍事大国となっています。半面、富裕層や資産家、企業のなかにはタックスヘーブン（租税回避地）の国や地域に移住したり、会社・工場の移転や貸し金庫、預貯金通帳口座の複数の作成を行ったりして課税を逃れています。

一方、スウェーデンやノルウェーなどでは相続税はありません。また、¹スイスも州によっては同様に相続税はなく、国会議員は兼業職のうえ歩合制のため、年収は平均約700万円とサラリーマンよりも同100万円多いだけです。

*参考文献

- ・川村匡由『老活・終活のウソ、ホント70』大学教育出版、2019年。
- ・川村匡由『社会保障崩壊』あけび書房 2023年10月予刊。
- ・川村匡由『防災福祉先進国・スイス』旬報社、2020年。

*連絡先

- ・メール kawamura0515@ybb.ne.jp
- ・電話 090-3102-8446
(主宰・川村匡由：武蔵野大学名誉教授、行政書士有資格)
- ・HP <http://kawamura0515.Sakura.ne.jp>

以上

¹ スイスは消費税（付加価値税）7.7%に対し、生活用品などは2.5～3.7%。

食料自給率向上のために消費者も行動を

新日本婦人の会武蔵野支部

○はじめに

いま、私たちは連日の物価上昇に直面し、生活への不安を募らせています。物価上昇は、私たちの生命を支える食品のみならず、原油、電気・ガスなどのエネルギー、生産資材、物流などさまざまな分野におよんでいます。

特に食料品の値上げは何千もの品目におよび、生活を圧迫してきています。今後この物価高はおさまるのでしょうか？ 自給率の低い日本の食料の供給はどうなるのでしょうか？

○世界の食料事情と日本の食料事情は？

日本の食料自給率（カロリーベース）は、1965 年には 73% ありましたが、1985 年には 53%、2005 年には 40% と低下し続け、このところずっと 37~38% となっています。

食料自給率 37% は、世界でも異常に低い自給率で、必要な食料の 2/3 を他国産に依存しています。このような状況は、世界の食料の不作、物流の停止などの影響を大きく受けますので、常に食料供給の不安を抱えているということです。

いま世界は、気候危機による作物の不作、人口増などで食料危機が深刻化し、日本がいつでも必要なものを好きなだけ輸入できるというわけではありません。

事実、4月に FAO(国連食糧農業機関)は、4月の食料を買う指標が 158.5 で 21 世紀に入って3倍になったと発表しました。ロシアによるウクライナ侵攻のもと、食料の輸出が滞り、世界の食料争奪戦がはじまついて、お金を出せば食料を輸入できるわけではなくなりました。

国連の世界食糧計画によれば、「世界人口 79 億人中 30% が飢餓と食料不足にさらされている」と報告しています。

このような食料危機の深刻化について、鈴木宣弘氏（東大大学院教授）は、以下のように指摘しています。

- ①コロナウィルスの世界的感染拡大による物流停止が未回復
- ②中国の食料輸入の激増（爆買い）による食料価格の高騰と日本の買い負け
(穀物も肉も魚も牧草も)
- ③異常気象による世界各地での不作の頻発
- ④ウクライナ戦争の勃発…穀物価格、原油価格、化学肥料の原料価格などの高騰、
食料やその生産資材の調達への不安の深刻化

* 日本の科学者 8月号『軍拡でなく農拡こそが命をまもる—核戦争は日本滅亡の最短経路』より

食料危機を深刻なものにしている原因の一つ異常気象（気候危機）は、各国が取り

組まなければならない課題で、特に重要な CO2 削減は、各国の利害が対立し、なかなか早急に実現できるものではありませんが、着実に取り組まなければならず、私たち消費者もこのことを念頭に置いて生活を見直さなければならないでしょう。

ロシアによるウクライナ侵攻は穀物などの食糧生産・流通に大きな影響を与えています。戦争は破壊しかもたらしません。食糧生産・流通には世界が平和であることが必要です。「平和」な状態でないと、食料は「安全保障」に使われ、輸出規制などにより必要な食料が手に入らないという事態も起こります。

現在政府は、「食料・農業・農村基本法」の改正をめざし検討中ですが、有事に食料の輸入が止まり、国内の食料が不足する事態に備え、農水省が農産物の増産を農家や民間業者に命令できる制度をつくる方向で検討中といわれています。有事に備えるといいますが、現在の日本の食料事情は、安定した状況にあるとはいえないくなってきています。農業政策は、ただちにその効果が現れるのではなく、時間がかかるため、今るべき対策は、食料自給率向上のための具体的な施策ではないでしょうか。

早急に食料供給への不安を取り除く必要な対策をとらなければ、「世界で最初に飢えるのは日本」（鈴木宣弘著）という状況に陥る危険が迫って来てしまします。

日本の農業政策

日本では、世界的な食料危機のこの時に、食料自給率がこんなに低いままなのに、自国の国民に食料供給は出来ることとし、積極的に自給率を上げるような農業政策をとってきましたので、自給率は 37~38% と低水準で推移してきました。

日本の農業政策は「食料・農業・農村基本法」に基づきます。

◇食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）とは

旧農業基本法（昭和 36 年制定）が、「日本の経済社会が急速な経済成長、国際化の著しい進展により大きな変化を遂げる中で、日本の食料・農業・農村を巡る状況は大きく変化し、成果を上げた面がある一方、国民が不安を覚える事態が生じてきている」ことを理由に、新たに制定されました。

その基本理念は

1. 食料の安定供給の確保
2. 多面的機能の発揮
3. 農業の持続的な発展
4. 農村の振興

となっています。そして、食料・農業・農村基本計画を策定し、さまざまな施策を行うとしています。その施策は、

1. 食料の安定供給に関する施策
2. 農業の持続的な発展に関する施策
3. 農村の振興に関する施策

で、さまざまな分野で施策を実施するために細かく項目を設けています。

*この「食料・農業・農村基本法」は来年の改正をめざし検討中

このような農業政策がありながら、実際には、食料自給率は向上せず、農業人口は2015年175.2万人から2021年130.2万人へと減少、農地も60年間で200万ha減少し、2/3の437万haに。どちらも増加の見込みは立っていません。

食料は輸入に頼り、工業製品の輸出で日本経済を支えていくという政策の下、日本農業の衰退は始まりました。

「農業では食べていけない」ために農業従事者は減り、農地を工場へと転換させ、農地の減少を招いたのです、また、他国と比べても格段に低い農業予算では、農業を振興することは難しいでしょう。

農産物の生産は、どうしても自然現象に左右されることが多いので、農産物に対する価格補償は農業生産を続ける上で重要で、各国もコストの補填などの政策に力を入れ、財政支援を充実させています。

日本でも国民の生命を守る食料の供給を安定的にできるように、農業予算の拡大、充実が重要です。

□食料自給率向上のため消費者も行動しよう

これまで見てきたように、このままの状況が続ければ、私たちの生命・健康を守る食料の供給に大きな不安がでてきます。食料自給を少しでも増やさなければ、世界的な食料危機の中、「飢え」に苦しむことも現実味を帯びてきます。

行政に対しては、農業政策を国民の食料をできるだけ他国に頼らないよう充実させていくことと、安全・安心な食料供給を要求していきましょう。

自給率の低い日本は、他国からの食料輸入に頼る現状は変わらないので、輸入できるよう各国と「平和」な関係を持ち続けること、世界各地で紛争が起きないよう努力することはまず一番に必要ですし、気候危機の緩和のための努力も環境を守る努力も真剣にしなければならないでしょう。

「国連“家族農業”の10年」では、食料安全保障確保と貧困・飢餓撲滅に大きな役割を果たしている家族農業に係る施策の推進・知見の共有を求めていました。地域の家族農業を守り、推進するために資源を投入することで、農業を持続可能にし、小規模農家や女性農業者への支援が、とりわけ農民の生活を改善し、すべての形態の貧困を終わらせる鍵となると言っていますが、日本の農業政策も家族農業を大切にする方向へ転換していく必要があるでしょう。

また、アグロエコロジーという考え方も提唱されるようになりました。

アグロエコロジーとは「生態系をいかした持続可能な農業」や「地球環境にやさしい農業」などいろいろな訳され方があります。農民連の宣言案では「アグロエコロジーは、人も地域の生態系の中の一つの生き物として暮らし、生態系の力を借りて農畜産業をすることで、命の連鎖として『いただく』食べ物の意義を認識し、環境を破壊せず、人としての持続性・永続性を確保することが本来の目的です。(農民連)」とされています。

アグロエコロジーは、日本の農政や食料供給システム、環境政策を変えていく運動、生産者と国民がつながっていく社会運動です。

鈴木宣弘氏は次のように提言しています。

協同組合（農漁協、生協、労組など）、共助組織、市民運動組織、自治体、政府などが核となって、各地の生産者、労働者、医療関係者、教育関係者、関連産業、消費者などを一体的に結集し、「安全・安心な食とくらしを守る、種から消費者までの地域住民ネットワーク」を強化し、地域循環型経済を確立するために、今こそそれぞれの立場から行動を起こそう。 鈴木宣弘氏の提言

この提言は、具体的で、私たち消費者ができる行動を示しています。この提言に賛同し、自らの足元から、小さな力を集めて大きな力にして、生命と暮らしを守るために行動しましょう。

◇参考資料

- ・鈴木宣弘「軍拡ではなく農拡こそが命を守る—核戦争は日本滅亡の最短経路—」
“日本の科学者” 2023.8月号
- ・国連家族農業 10 年 農民運動全国連絡会 2020.8 かもがわ出版

2023

くらしフェスタ実行委員会から

Vol. 12

武藏野市くらしフェスタ実行委員会では、毎年、市民の方に知りたい情報を選び提供しています。子供の事故については2012年・2013年・2015年の3度にわたり取り上げていますが、信頼できる情報が公的機関から多数発信されているにもかかわらず、多くの消費者が正しい情報にアクセスしていないのが現状です。

1. 昔の病気ではありません。はしかと梅毒
2. 子供の事故

1. 昔の病気ではありません 梅毒とはしか

◎梅毒急増中！（東京都福祉保健局の情報から）

- ①性行為で感染する病気の一つです。しっかりした知識を持ち、感染拡大を防ぎましょう。
- ②東京都の感染者は急増しています。特に男性では20代から40代、女性では20代が多くなっています。
- ③症状は、感染した場所にできものがでて、それが消えても全身に発疹が出ることがあります。そのままにすると病気はもっと進行します。
- ④症状がある時は、検査を受けましょう。感染拡大を防ぐためにも、早期発見・早期治療が大切です。
- ⑤検査は保健所・検査室で、HIV検査と同時に、匿名・無料で受けられます。

◎強い感染力を持つはしかに注意！

- ・国内各地ではしか（麻疹）の感染が確認されています。
- ・感染力が強く空気感染をする為、予防にはワクチン接種が最も有効とされています。（今年5月に感染が確認された東京都の2人は、4月にインドから帰国後発病した茨城県の1人と同じ新幹線の車両に乗っていたそうです。）
- ・2001年には推計30万に上るなど流行を繰り返してきたがワクチン接種の強化で激減し、2015年にはWHOから土着ウイルスによる流行が起きていない「麻疹排除国」に認定されました。2020～22年はコロナによる国内外を往来する人が減った為、年間報告数は10人以下でした。
- ・今年6月14日には既に7人の感染報告がされています。
- ・コロナの5類への変更にともない海外との行き来を再開、持ち込み感染の拡大も懸念されています。
- ・はしかワクチンの効果は高く、一回の接種で95%程度の人が免疫を獲得できますが、時間が経過すると免疫が弱まってかかりやすくなる人もいるので、現在は小児を対象とした定期接種を1歳と小学校入学前に2回行うことになっています。
- ・日本では定期接種率は低下気味で、1歳児の接種率は18年度98.5%が21年度には93.5%に、就学前接種率も18年度94.6%から21年度は93.8%になりました。
- ・南アジアや東南アジアなどではまだはしかが流行しています。また日本と同様にワクチン接種率が低下、感染拡大の報告もあります。これらの国との往来が増えることで、日本へのウイルスの持ち込みが心配されています。
- ・このような状況で大人から子供たちに感染が広がる恐れがあるので、定期接種の対象でまだ接種していないければ、接種を出来るだけ早くすることがすすめられます。
- ・1972年10月1日から2000年4月1日生まれの人は定期接種を受ける機会があり、自然感染による免疫を持っている人も少なくありませんが、どの世代でも抗体を持っていない人がいます。

はしかワクチンの接種状況

1972年9月30日以前生まれ	・1回も接種していない可能性が高い
1972年10月1日～ 2000年4月1日生まれ	・定期接種としては1回接種 ・(90年4月2日～) 流行を受けた特例措置で2回接種の人も
2000年4月2日以降生まれ	・定期接種として2回接種

- ・海外に行く人や、妊娠などでワクチン接種を受けられない人の家族は特に接種の有無を母子健康手帳で確認することが大切です。
- ・記録が見つからない人は、医療機関で抗体を調べワクチンの追加接種など必要な対策をとりましょう。
- ・1962年4月2日から1979年4月1日生まれの男性は2024年度まで麻疹・風疹混合ワクチンを無料で受けることもできます。妊娠中の女性が風疹になり、先天性風疹症候群(CRS)の子供が生まれるのを防ぐため国が行なっている対策で、市町村から届いたクーポンを使い医療機関で風疹の抗体検査を受け、風疹の免疫がなかった方が対象になります。

はしかは感染してから約10日後に発熱やせき・鼻水などの症状が現れます。さらに2~3日たつと高熱や発疹が出て、脳炎などを起こし死亡することもあります。発症の前日以降は、同じ室内にいるだけで免疫を持たない人にうつすほどの感染力を持っています。

2. 子供の事故

行政などの信頼できる情報が、Web や紙媒体でたくさん発信されています。しかし、1歳未満の乳児にハチミツ入りの離乳食を与えた為に赤ちゃんが亡くなるという残念な事例もありました。この場合は以前から母子健康手帳にも記載されていたにもかかわらず防ぐことが出来ませんでした。

車に子供を置き去り死亡させてしまったという例は論外ですが、行政がネットで行なったアンケートでも「子供を車に置いて離れた」例はめずらしくなく、「たまたま大事に至らなかつた」と回答が多くみられました。

情報を発信する側は受け手にしっかり情報を伝えられているか常に確かめ、伝える機会を増やすことが望されます。

今回は東京都の生活文化スポーツ局のチラシを紹介したので、ぜひアクセスしてみてください。

◎内容紹介

ベランダや窓からの子供の転落に注意！

ベランダや窓から子供が転落する痛ましい事故が度々起こっています。ベランダの出入口や窓の開閉が何かと多くなるこの季節、ご家庭のベランダや窓の周りの環境を今一度確認するなど、一層の注意を払いましょう。



◎アンケート調査報告書（裏面参照）より

「子供のベランダからの転落やヒヤリ・ハットを経験したことがある」・・14.9%

＜具体例＞

- ・夫と息子が2人でリビングにて、夫がスマホを見ている間に息子が一人でベランダに出て椅子にのぼり身を乗り出して駐車場の車を見ていた。（1歳）
- ・リビングで軽食を食べていたら、子供が施錠されていないベランダのドアを開けて、子供用の軽いイスを持ち出し、そこに立ってのぼろうとしていた。すぐに気づいたので、抱きかかえて部屋に連れ戻した。（3歳）

事故を防ぐポイント

◎環境の見直し

- ・ベランダの柵の近くにプランター、椅子、テーブル等、足がかりになるものを置かない。
- ・窓際にベッドやソファ等、足がかりになるものを置かない。
- ・ベランダの出入口や窓の、子供の手が届かない場所に補助錠を設置し、施錠する。

◎保護者の見守りや子供への教育

- ・ベランダや窓のある部屋に、子供だけにしない。
- ・子供だけを家に残して外出しない。
- ・子供だけでベランダに出さない。子供をベランダで遊ばせない。
- ・子供にベランダや窓などの高い場所からの転落の危険性について日頃から教える。

◎注意喚起動画公開中！！

子供がベランダの手すりの高さまで素早くよじのぼる実験映像や、転落事故を防ぐポイントを15秒と1分の2つの動画で紹介しています。ぜひご覧ください！！

STOP！転落事故

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/attention/2022/documents/kigai_balcony-window202303.html

詳しくはこちらをご覧ください

東京暮らしWEB

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp>

【参考】

- ① «【概要版】ベランダからの子供の転落防止に関するアンケート調査報告書»東京暮らしWEB
(令和5年3月)
https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/anzen/kyougikai/h29/documents/r4_balcony_survey_summary_1.pdf
- ② «平成29年度東京都商品等安全対策協議会「子供のベランダからの転落防止のための手すりの安全対策」リーフレット»東京暮らしWEB(平成30年3月)
https://www.shouhiseikstu.metro.tokyo.lg.jp/anzen/kyougikai/h29/documents/29_leaflet_balcony.pdf

2011年からの「くらしフェスタ実行委員会から」のテーマ一覧

2011

- ・食肉の汚染(ハンバーグ)・「ちょっと待って お肉の生食」
- ・家庭でできる食中毒の予防のポイント
- ・放射能のこと
- ・災害用救助工具を知っていますか

2012

- ・気になる元素を探してみよう
- ・知って防ごう 子ども(乳幼児)の事故・高齢者の事故を防ぐために
- ・正しく洗って～毎日きれいな手～
- ・大地震に備える

2013

- ・消費者の五感に染みこんだ 100 年商品
- ・減らない焼き肉の食中毒・生肉の衛生管理が厳しくなっても
- ・コイン電池 子どもの誤飲に注意
- ・化学が作る私たちの生活 くらしを支える化学の力

2014

- ・食中毒の季節 日常の衛生管理の基本は
- ・「ベビーシッター」の事件から考えて
- ・違法ドラッグ(脱法)危険ドラッグってなに
- ・どこが違うかー滅菌 殺菌 除菌 抗菌など

2015

- ・ボタン電池を使用した商品に注意～乳幼児の誤飲により、化学やけどのおそれも
- ・市販薬の副作用で重症化することも！
- ・下水道に油を流さないで

2016

- ・ごま
- ・じやがいも/お弁当作りの衛生ポイント～食中毒に注意～感染症に注意～
- ・乳幼児のヒヤリハット 誤飲について
- ・新元素「ニホニウム」記号は Nh
- ・食品安全委員会からの情報～いわゆる「健康食品」に対するメッセージ～

2017

- ・洗濯表示マークを覚えて洗濯上手に！新 JAS 一覧
- ・もったいない！食べられるのに捨てられる「食品ロス」を減らそう
- ・食中毒を防ぐ3つの原則・6つのポイント
- ・このマーク、一体なーに？ピクトグラム

2018

- ・ご存じですか？新しい案内用図記号(ピクトグラム)
- ・ジャガイモによる食中毒を予防するためにできること
- ・消費者問題に関する 2017 年の 10 大項目
- ・Safe Kids—子どもを事故から守るために—

2019

- ・熱中症予防の基本は 日陰・風・三度の食事
- ・風疹の抗体はありますか？
- ・新たな JAS 制度と新 JAS マーク
- ・消費者問題に関する 2018 年の 10 大項目
- ・「味噌」を知る

2020

休止

2021

- ・成年年齢引き下げに伴う若者の消費者被害について

2022

- ・「18歳成年年齢の引下げ」について知っておきたいこと
- ・いわゆる「健康食品」について
- ・知って防ごう 子供の事故

参加団体紹介（令和5年度）

団体名	代表者	主な活動・日時・問合せ	会費
N P O 法人 市民まちづくり会議・むさしの	篠原 二三夫	定例会 2ヶ月 1回（第2木曜 19:00～）	年 2,000 円
コープみらい 地域クラブ 武蔵野のんちゃんクラブ	深井 信子	消費者の暮らしにかかわる情報を発信しながら、コープと、行政・地域とのつながりづくりをすすめます。（対外的な行事への参加） コープみらいひろば（問） コープみらい東京都本部 参加とネットワーク推進部 03-3382-5665（9:00～17:30）	無料
さつきクラブ	西上原 節子	定例会月 1回	年 1,000 円
武蔵野市消費者運動連絡会	深井 信子	月 1回 第1金曜	年 2,000 円
地域サロン「ぷらっと」	川村 匠由 (江幡五郎)	年金、医療、介護、防災、終活、老後のミニ講座、茶話会 毎月第2、3日曜日 090-3102-8446（川村）	1回 100 円 (茶菓代含) ミニ講座の場合、同300円(同)
新日本婦人の会 武蔵野支部	平野 玲子	常任委員会（毎週） 支部委員会（月1回） 班会などは随時	月 900 円 (新聞代含)

私たちと一緒に活動しませんか！

新会員募集中！！

参加団体の活動内容

新日本婦人の会武蔵野支部

女性の要求は、平和に暮らしたい、環境をよくしたい、安心・安全な食品がほしい、老後を安心して健やかに暮らしたい、仲間と楽しみたい等々多種多様ですが、一人ひとりの要求が実現するよう活動しています。平和を求めて核兵器をなくすための活動が認められて、2003年に国連認証のNGOになり、世界の女性たちと手をつなぐ活動も広がっています。いま取り組んでいる活動は、平和活動のほかに、安心・安全な食糧を求める産直共同購入、大気汚染測定、リサイクル・資源活用などを行い、絵手紙、書道、手づくり、などの楽しい活動もしています。

コープみらい 地域クラブ 武蔵野のんちゃんクラブ

“食卓を笑顔に、地域を豊かに、誰からも信頼される生協”をめざし、コープと地域をつなぎます。

コープ会から発展した“みらいひろば”は地域の方ならどなたでも気軽に参加していただける楽しい交流の場です。

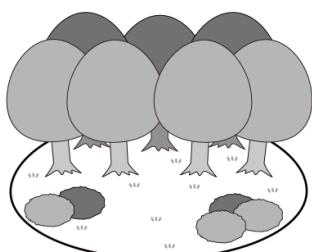
月1回お近くの“みらいひろば”に来て、コープ商品の試食や手作り、くらしの役立つ学びの交流などの活動に参加しませんか？（生協加入の勧誘等は一切ありませんので、安心して御参加下さい。託児など詳細については団体紹介欄の連絡先までお問い合わせください）

NPO法人市民まちづくり会議・むさしの

武蔵野市をさらに住みよいまちにすることを目的としています。

まちづくりの各分野の専門家が多く、主体的にまちづくりに取り組む市民活動を支援しているNPO法人です。

まちづくりに関する調査・研究を行うとともに、各種市民会議、策定委員会へも参加しています。



武蔵野市消費者運動連絡会

1973年のオイルショックによる経済大混乱の中、生活を守ろうと消費連（略称）は結成されました。創立以来50年間、消費生活をとりまくさまざまな問題にとりくみ、より安全で、より豊かなくらしを築き上げていくため活動を続けてきました。市内の団体が集まり、情報交換、調査、学習、共同討議の場を作り、必要に応じて他地域並びに全国的な消費者団体と提携・協力もしています。

・毎月1回定例会を開き、情報交換や学習会・見学会などを開催。

武蔵野市の行事に参加、協力。

さつきクラブ

「加工食品と手作りの食べ物」をテーマに、食品添加物の学習・簡易テストなど行っている。

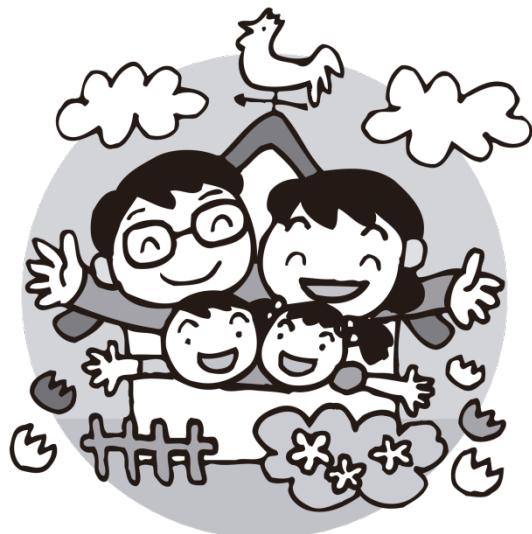
“加工食品”と売られているものを“手作り”することで学習している。〈うどん・ソーセージ・こんにゃく・かまぼこ・味噌など〉消費生活センターの「夏休み親子教室」、「消費者スクール」・市民会館「母と子の教室」に協力している。また、子どもたちに科学する目を持ってほしいと、食品を科学するという視点から、さつきサイエンスクラブとして活動している。〈糖度〉〈着色料〉〈塩分〉などの実験をベースに〈カルメ焼き〉〈塩と砂糖〉などいろいろな分野をテーマとして情報を提供している。

市主催の「サイエンスクラブ」「サイエンスフェスタ」に参加している。

地域サロン「ぷらっと」

主宰者の専門である社会保障・社会福祉や趣味にちなみ、15年前からJR 武蔵境駅北口から徒歩5分の賃貸マンション「ソフィー武蔵野」101号室（1階）で年金、医療、介護、地域福祉、山歩きなどに加え、最近は防災や終活をメインに境3丁目および西東京市向台町における在宅介護・終活、「東京限界集落」の調査・研究にも取り組んでいます。

このうち、ミニ講座は毎月第2、3日曜日 14:00～16:00に開講（8～9月は軽井沢出前講座のため、休講）、「武蔵野プレイス」でポスターによるご案内をしていまして、どなたでもお気軽にご参加下さい。



実行委員会の記録

回数	月日	内容
第1回	5月26日 (金)	1 実施要領、開催の日時の決定 2 役員選出 3 メインテーマの決定 4 イベントその他の企画について 5 冊子について
第2回	6月22日 (木)	1 冊子について 2 プレイスでの講演・団体発表・イベントについて 3 プレイスでの展示について 4 「くらしフェスタ実行委員会から」について 5 ポスター・チラシ（案）について 6 二次展示について
第3回	7月20日 (木)	1 参加団体と活動内容の確認 2 参加団体出展内容の確認 3 「実行委員会から」について 4 全体スケジュールについて 5 講演会講師、講演内容について 6 会場レイアウト確認 7 ポスター・チラシについて 8 会場でのアンケートについて

くらしフェスタむさしの2023

(第45回 武蔵野市消費生活展)

かわる時代 かわる暮らし ～コロナを超えて～

開催日時

令和5年10月6日(金)10時~17時
～10月7日(土)10時~15時

会 場

武蔵野プレイス1階ギャラリー (武蔵境駅南口徒歩1分)

市内消費者団体が、食・くらしの安全や環境問題などについて活動の成果をパネル展示・発表します。

10/6
金

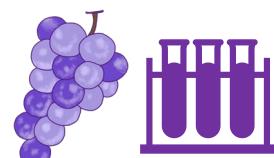
★ 10時~17時 パネル展示

★ 10時30分~12時 体験教室

- おしゃれなメッセージカードwithティーバッグ
- 飲み物の糖分を測ってみよう
果物とジュースなどの糖度を測って比べよう



★ 14時~15時45分 団体発表



時間	テーマ	団体名
14:00~	独歩の森～ナラ枯れから再生へ～	NPO法人 市民まちづくり会議むさしの
14:15~	ようこそコープぼうさい塾へ	コープみらい地域クラブ 武蔵野のんちゃんクラブ
14:30~	「和牛ブランド」の消滅の危機から 考える ~「牛肉」の表示を知る~	さつきクラブ
14:45~	消費者運動50年のあゆみ	武蔵野市消費者運動連絡会
15:00~	終活互助～パート3 相続・贈与編～	地域サロン「ぷらっと」
15:15~	食料自給率向上のために消費者も行動を	新日本婦人の会武蔵野支部
15:30~	くらしフェスタ実行委員会から	くらしフェスタ実行委員会

主催：くらしフェスタむさしの2023実行委員会

問い合わせ：武蔵野市消費生活センター

☎0422-21-2972



くらしフェスタ東京2023
東京都消費者月間協賛事業

くらしフェスタむさしの2023

(第45回 武蔵野市消費生活展)

かわる時代 かわる暮らし ～コロナを超えて～

開催日時

令和5年10月6日(金)10時~17時
～10月7日(土)10時~15時

会 場

武蔵野プレイス1階ギャラリー (武蔵境駅南口徒歩1分)

市内消費者団体が、食・くらしの安全や環境問題などについて活動の成果をパネル展示・発表します。

10/7
土

★ 10時~15時

パネル展示

★ 10時30分~12時 公開講座

〈3階スペースCにて〉

「わたしたちの食を考える
～食料自給率と食料危機～」

講師:石丸 亜矢子 氏

(一般社団法人 循環型経済研究所 代表理事)



*当日、直接会場へ



★13時~14時30分 体験教室

- ・ 使用済み封筒を使ったペンケース作り
- ・ 飲み物の糖分を測ってみよう
果物とジュースなどの糖度を測って比べよう



主催:くらしフェスタむさしの2023実行委員会

問い合わせ:武蔵野市消費生活センター⁵⁶

☎ 0422-21-2972



フェスタ東京 2023
東京都消費者月間協賛事業

くらしフェスタむさしの 2023
第 45 回武蔵野市消費生活展

かわる時代 かわる暮らし
～コロナを超えて～

2023 年9月発行

くらしフェスタむさしの 2023 実行委員会
事務局：武蔵野市消費生活センター

〒 180-0004
武蔵野市吉祥寺本町 1-10-7
武蔵野商工会館3階
電話 0422(21)2972

バドミントン協会の2023年

(第45回全日本選手権) 決勝戦

女子の部

◆中継の日